

島根県D V対策基本計画 (第4次改定)

令和3年3月

島根県健康福祉部青少年家庭課

目次

第1 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2
第2 島根県におけるDVの現状と第3次改定計画の総括	
(1) DVの現状	3
(2) 第3次改定計画の総括	6
第3 第4次改定計画の基本的考え方	
(1) 基本理念(目指す方向)	14
(2) 基本的視点	15
(3) 計画の体系	16
第4 DV対策に係る具体的取組	
(1) 基本目標Ⅰ DVを生まない社会づくり	19
(2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護	27
(3) 基本目標Ⅲ DV被害者の暮らしを支える地域づくり	39
(4) 基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化	43
(5) 計画の推進体制	46
(6) 計画の進行管理	46
【資料編】	
1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	1
2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 のしくみ	15
3 島根県におけるDV対策の取組の経緯	16
4 島根県のDV相談窓口一覧	18
5 島根県DV対策策定委員会設置要領	21
6 島根県DV対策基本計画第4次改定の経過	23

第1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力(*) (以下、「DV」という。)は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、長い間夫婦間の問題として介入されず、被害者の救済が十分に行われてきませんでした。DV被害者の多くは女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識、社会的地位や経済力の格差等、男女がおかれてきた社会的・構造的問題もうかがえます。また、DVは家庭内において行われるため、外部からの発見が困難であり、潜在化、継続化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このような状況を改善し、被害者の人権の擁護と男女平等の実現を図るため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成25年7月法名改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。以下、「DV防止法」という。)が制定され、国及び地方公共団体はDVを防止するとともに、被害者の保護、自立支援を行う責務があると明示されました。

加えて、平成16年5月には、DV防止法の一部が改正され、都道府県に対してDVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が義務づけられました。

そこで、島根県ではDVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重点課題と位置づけ、DV対策を総合的に実施することを目的に平成17年度に「島根県DV対策基本計画(以下、「計画」という。)」を策定し、以降は、その時点のDV防止法改正や社会情勢等を織り込みながら3次にわたる改定を行い、関係機関との連携を図りながら計画を推進してきました。

このたび、第3次改定計画が令和2年度で終了することから、その取組を評価・総括するとともに課題を整理し、この間のDV防止法の改正や国の取り組みの方向性等を踏まえ、当県が目指すべき方向性と具体策を示すために「第4次改定計画」を策定します。

(*) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)

DV防止法の定義では「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、身体的暴力のみならず、精神的、経済的、性的暴力などがある。配偶者には事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手を含む。

(2) 計画の位置づけ

○DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画

この計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づくとともに、国の示す「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本の方針」(以下、「基本方針」という。)に即した、本県におけるDV対策の施策の基本的方向と具体策を示すものです。

また、「島根創生計画」、「島根県男女共同参画基本計画」等、県の各種計画との整合を図ります。

(3) 計画の期間

○令和3年度から令和7年度までの5年間

計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内においても、DV防止法や基本方針の見直し等により、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

第2 島根県におけるDVの現状と第3次改定計画の総括

(1) DVの現状

全国の配偶者暴力相談支援センター(*) (以下、「DVセンター」という。) で受けたDV相談件数は増加傾向にあり、令和元年度には約12万件となりました。

一方で、本県の女性相談センター及び各児童相談所の女性相談窓口で受けた相談件数は、最近5年間は概ね800件前後で推移しており、県内市町村の相談窓口で受けた「夫等からの暴力」を主訴とする相談件数についても、500件前後で推移しています(図表1)。また、県内の児童相談所における児童虐待の新規認定件数のうち、DVによる心理的虐待が占める割合は、近年は約2割前後で推移しています(図表2)。

警察においては、積極的にDV相談対応を行うため平成30年に島根県警察本部内に人身安全対策室が設置され、その年における島根県警察本部や各警察署で受け付けたDV相談の件数(「DV認知件数」という。)は200件(対前年64%増)を超え、翌令和元年もそれに迫る件数の相談がありました(図表3)。

これらの統計数値から、全国的にも島根県においてもDVが減少しない状況が続いていることがうかがえ、まだ相談に至っていない潜在化したDV被害も懸念されます。

(*) 配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)

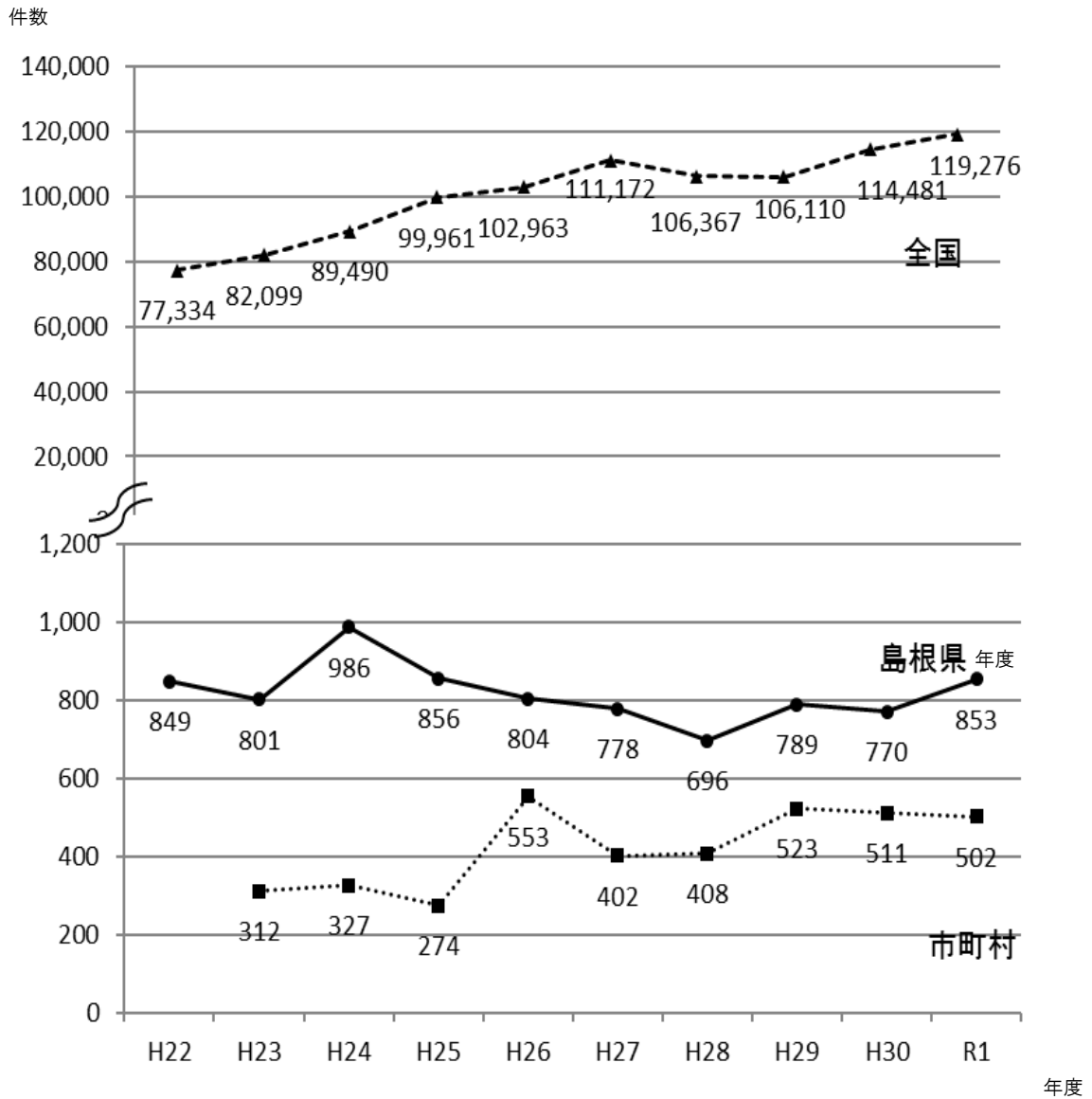
DV防止法第3条には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めるとされている。

【業務内容】

○相談や相談機関の紹介 ○カウンセリング ○被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護※ ○自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ○被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ○保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

※一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなる。

図表 1 夫等からの暴力相談件数

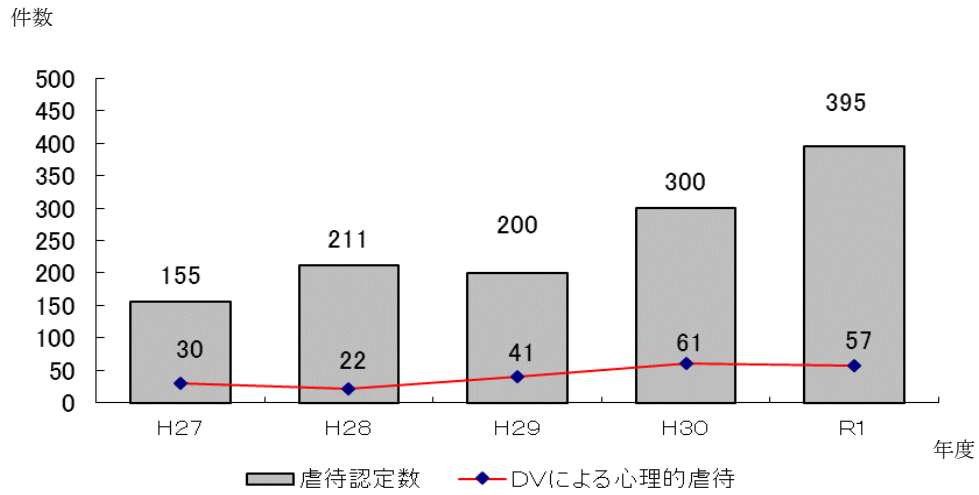


出典：全国 内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ(令和元年9月25日)」

島根県及び市町村 青少年家庭課調査による

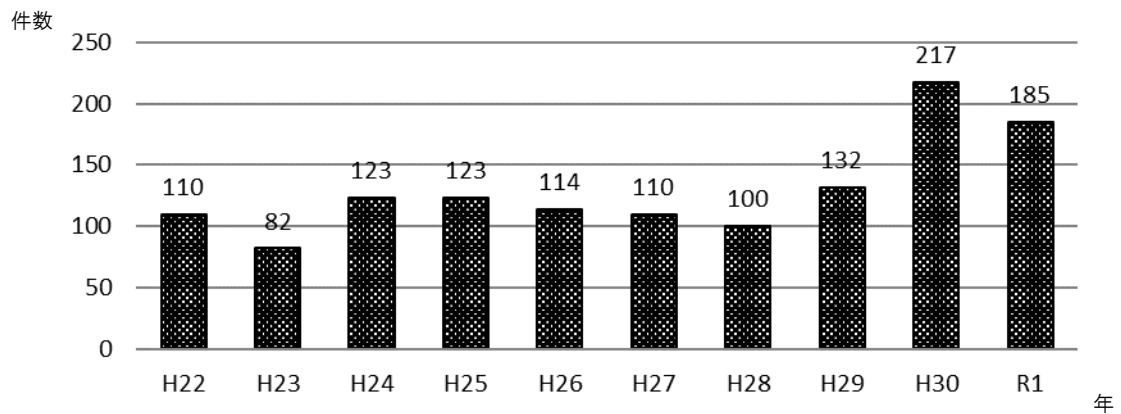
(*)市町村の件数は夫等からの暴力に係る相談件数のみで、恋人等からの暴力は含まない

図表2 児童虐待に占めるDVによる心理的虐待の認定状況



出典：島根県中央児童相談所とりまとめ 児童相談所「業務概要」(認定件数は児童相談所分のみ)

図表3 警察が把握したDV認知件数の推移



出典：島根県警察本部調査による

(2) 第3次改定計画の総括

第4次改定計画の策定にあたり、平成27年に策定された第3次改定計画について、基本目標ごとの取り組みと数値目標の達成率も含めた成果について検証します。

○第3次改定計画における基本理念

- 配偶者からの暴力のない社会
- 配偶者から暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- 配偶者から暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

○総括

基本目標Ⅰ 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現

目標項目	計画策定時の現状値	令和2年度目標値	直近のデータ	達成率
DVセンターの認知度	49.6%	80.0%	44.9%	56.1%

* 直近データは、島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査（令和2年2月）」において、「配偶者暴力相談支援センターの概要を知っている」、「言葉を聞いたことがある」と回答した割合の合計

○取り組みと成果

- ・ 広く県民に相談窓口の周知を図るため、啓発用リーフレットや相談窓口カードを作成し、街頭活動等での配布やショッピングセンター等への設置を行いました。また、県ホームページや新聞・テレビCM等の広報媒体や研修会等のあらゆる機会を捉まえて広報啓発活動の拡大に努めました。
- ・ 平成29年度からは、女性に対する暴力をなくす運動期間には、国のパープルリボン運動に合わせ県内各施設（4箇所）でライトアップを行いました。
- ・ 若い世代のDVに対する正しい知識等の習得に向け、学校でのデートDV予防教育を実施するとともに、新しい取り組みとして平成30年度より予防教育の実践者を育成するため、養護教諭や市町村職員等を対象とした予防教育実践者研修を行いました。また、デートDVに関するパンフレットを作成し、県内全ての中学校・高等学校等に配布しました。
- ・ 加害者更生に関する国の調査等の情報収集を行うとともに、加害者を

含め誰でも相談できる窓口として人権全般に関する相談窓口の周知を図りました。

- ・ DVの専門相談窓口であるDVセンターの認知度は、目標値に至りませんでしたでしたが、この間新たな取り組みも実施できたことは評価できます。また、県民の意識調査ではDVそのものの認知度は9割強、DV防止法の認知度も8割弱と高水準を維持していることから、DVが社会的問題であることの認識は定着しつつあると言えます。

○課題

- ・ DVが依然として減少しない状況が続いています。
- ・ 被害者自身や周囲がDVと気づかずに暴力を放置または無視することや、被害を受けても相談することへのためらいや相談先がわからないことで、被害が継続し深刻化する状況があります。
- ・ 児童が同居する家庭においてDVが行われることは児童への心理的虐待にあたり、児童へも悪影響があります。
- ・ これらの状況を改善するためには、県民のDVや児童虐待に対する正しい理解を促進するとともに、早期から暴力を生まない環境の重要性を意識することができるよう、特に若年層に対するDV予防教育の強化、充実を図る必要があります。
- ・ 悩みや困ったことが生じたときには、気軽に相談でき、また周囲に相談することで専門機関につながるような相談窓口の周知を広く行う必要がありますが、周知対象に応じた効果的な周知方法を工夫する必要があります。
- ・ 外国人や若年層等が必要時に的確な相談窓口につながるよう、SNS等での安全な相談受付についても研究していく必要があります。

基本目標Ⅱ 適切な相談の実施

目標項目	計画策定時の現状値	令和2年度目標値	直近のデータ	達成率
一元的DV相談体制を設置している市町村数	14	全市町村(19)	全市町村(19)	100.0%

* 窓口明示は行わずとも一元的な対応が図られているものを含む

直近データは令和2年4月青少年家庭課調査による

○取り組みと成果

- ・ 県内全市町村においてDV相談の窓口が設置されており、この窓口を端緒としてDV被害者の立場に立ち、心身の負担に配慮しながら

DV被害者の抱える複合的な問題に横断的に対応することが望まれることから、一元的（ワンストップ）対応ができる体制づくりについて、担当者会議等の機会を通し市町村への働きかけや助言を行いました。

- ・ DV相談への対応には、専門的知識や技術を必要とすることから、女性相談センター、児童相談所、市の女性相談員及び女性相談担当者や、民間団体等の相談員を対象とした専門研修を実施し、支援者としてのスキルアップを図りました。
- ・ 外国人DV被害者からの相談に適切に対応するため、女性特有の課題に精通した通訳ボランティア養成講座を実施し、通訳者の登録拡大とフォローアップを図りました。
- ・ 関係機関が、DV被害が疑われる者や被害を受けている者を発見した場合に、適切な対応を取ることができるよう、関係機関向けの対応手引きを改定し配布しました。
- ・ 全市町村で一元的（ワンストップ）相談体制が整備できたことや、相談対応者への研修等の機会を提供できたことは、被害者支援の体制強化につながりました。

○課題

- ・ DV被害者が暴力のある生活から脱するためには、被害者が抱える複合的な問題を整理し、各問題に応じた適切な対応が必要ですが、被害者が一人では解決できない問題が多いため、各問題への専門的対応が可能な信頼できる相談先の確保が重要です。
- ・ DV相談対応者や関係者は、被害者一人ひとりの実情とニーズを正確に把握し、被害者とともに問題解決に取り組むため、より専門的な知識や技術等を備える必要があります。
- ・ 市町村においては、被害者やその家族の生活に密着しているため、既存の福祉施策等を十分活用するなど、被害者やその家族のための総合的な支援を行うことが求められます。よって、被害者のニーズを丁寧に紐解くと同時に隠れた問題をも見だし、それぞれのニーズや問題に応じた支援を有機的に結びつけてコーディネートする技量を高める必要があります。
- ・ 県は市町村の相談支援体制強化に向けて、助言やスーパーバイズを行うとともに、役割分担をして支援を行う必要があります。

基本目標Ⅲ 被害者の緊急かつ安全な保護の実施

目標項目	計画策定時の 現状値	令和2年度 目標値	直近のデータ	達成率
一時保護委託 契約先数	8	11	11	100.0%

*直近データは令和2年4月青少年家庭課調査による

○取り組みと成果

- ・ 警察や女性相談センター、児童相談所で相談者からDV被害の相談を受けるに際しては、相談者にDV加害による命の危険が差し迫ってはいないかについて十分に確認をし、緊急一時保護の必要性について判断を行い、女性相談センターが一時保護を行いました。
- ・ DV被害者を一時保護するにあたっては、安全に保護できる場所について検討した上で、移送についても場合によっては警察と連携するなど被害者の安全を確保できる対策を取りました。
- ・ DV被害者の性別や年齢及び心身の状態等多様な状況に応じた適切な一時保護を行うため、社会福祉施設等の一時保護委託契約先の拡充を図りました。
- ・ 同伴児童がいる場合には、児童の年齢や心身の状態について配慮した適切な一時保護を行うため、必要に応じて児童相談所との連携を図りました。
- ・ 一時保護中においては、DV被害者や同伴児童等が安心できる生活を実感できるよう寄り添った対応に努めつつ、被害者とともに今後の生活に向けての課題を整理し、課題をクリアするために必要な支援を行いました。
- ・ また、女性相談センターの心理判定員が、被害者や同伴児童等の心理的ケアを行うとともに、児童に対しては学習支援員による学習支援を行うことで支援の充実を図りました。
- ・ 一時保護中や保護終了後の加害者からの執拗な追及から身を守るため、必要に応じて保護命令の申立について情報提供を行い、支援を行いました。
- ・ DV被害者や同伴児童等の一時保護については、関係機関との連携のもとに被害者の安心安全な一時保護に努めることができました。また、目標としていた一時保護委託先の開拓を達成し、適切な一時保護場所の選択肢が増やせたことや保護中に行った様々な支援により、被害者等に配慮した一時保護の実施に向けて体制整備が進みました。

○課題

- ・ DV被害者や同伴児童等の適切な一時保護のためには、DV被害者からの相談受付時に被害者の状況や危険度について関係機関で速やかに情報共有するとともに、被害者のニーズに応じた安全な保護を実施できる体制が必要です。
- ・ 一時保護を実施するためには、被害者本人の同意が必要であるため、被害者の意思を確認し尊重するとともに、被害者のおかれている状況や危険度について被害者本人と女性相談センターや関係機関が共通認識を持ち、安全を最優先に考えた適切な対応を取る必要があります。
- ・ 一時保護中の被害者等が安心できる環境で、落ち着いて自身が抱える問題に取り組めるよう、ニーズに応じた生活支援及び問題解決のための支援やケア等が提供できる体制の充実を図る必要があります。
- ・ 加害者が執拗に被害者等を追及し危害を及ぼす恐れがあるため、被害者の安定した安心安全を守る必要があります。

基本目標Ⅳ 被害者の自立支援

目標項目	計画策定時の現状値	令和2年度目標値	直近のデータ	達成率
公営住宅入居に関する優先入居を実施している市町村数	16	全市町村(19)	16	84.2%

* 直近データは令和2年4月青少年家庭課調査による

○取り組みと成果

- ・ DV被害者は、DV環境を改善もしくは加害者から離れ自分らしく生活することを希望しますが、その実現に向けては様々な困難な問題があり被害者個人では解決できない場合がほとんどであるため、被害者と継続的な相談を行うことで被害者の考えや気持ちを整理するとともに問題解決策についての情報提供等の支援を行いました。
- ・ DV被害者が抱える法律や医療等の専門的知見が必要な問題に対して適切に対応するため、女性相談センターにおいて弁護士や医師による専門相談を実施し解決策を検討しました。
- ・ DV被害者が自立を目指し生活基盤を整えるために最も重要なのは、安全な住居の確保と新生活をスタートさせるための初期費用や生活費の確保です。しかし、加害者から逃れるために仕事も辞めざるを得ず、家族や親戚知人等とも連絡を絶たなければならない被害

者にとっては、必要経費や保証人の確保が困難であり、安全安心な生活の実現が難しい場合がほとんどです。そのため、市町村や社会福祉協議会等関係機関と連携し、公営住宅の優先入居や母子生活支援施設への入所、福祉的貸付制度等の利用、生活保護申請等による支援を行うとともに、ハローワークと連携し就労支援を行いました。

- ・ 加害者が被害者の新居住地を突き止めることを防止するため、市町村による住民票の閲覧制限等の支援措置等の利用や、同伴児童の安全な転校について市町村のワンストップ窓口と連携して対応しました。
- ・ 一時保護所入所者の退所後については、自立までの中間施設であるステップハウスや自立支援金貸付制度の利用について必要に応じて検討、利用を行いました。
- ・ 住居確保対策としての市町村の公営住宅優先入居制度については目標値に達しなかったものの、DV被害者の抱える問題を丁寧に整理し解決に導く手立てを一緒に考える支援や新生活基盤の整備について、各DV相談窓口を始め住居・経済・教育・医療・保健・司法等、様々な機関同士が連携を図り、制度や役割を駆使して支援を実施することができました。

○課題

- ・ DV被害者が加害者を改心させたり、加害者と離別することは簡単なことではない上、被害者の心身の状態や置かれている状況は様々であるため、被害者が安全安心な生活を確保するためには、被害者の抱えている問題を丁寧に把握するとともに整理し、必要な支援につなげることが必要です。
- ・ DV被害者の抱える問題は複合的であるため、単一の機関や制度のみでは解決できません。よって、DV被害者支援に関わる窓口や機関が、DV被害者と必要な支援について理解を深めるとともに、被害者の立場に立った継続的な支援が適切かつきめ細かに実施される相談体制づくりが必要です。
- ・ DV被害者が生活の場として選択するのは、大きくは加害者のいる現居住地あるいは加害者と離れた居住地に別れますが、いずれを選択しても該当地域で安全安心な生活が送れるためには、地域資源等を活用したネットワークづくりが必要です。

基本目標Ⅴ 関係団体との連携等

目標項目	計画策定時の 現状値	令和2年度 目標値	直近のデータ	達成率
DVセンターを設置している市町村数	0	1	0	0.0%

* 直近データは令和2年4月青少年家庭課調査による

○取り組みと成果

- ・ DV防止対策における人権啓発促進や被害者支援強化を目的として、各関係機関が一同に会し「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」を全県及び7圏域を対象として開催し、情報共有や意見交換を行うとともに顔の見える関係づくりを行いました。
- ・ 民間の支援団体とも連携・協議しながら専門研修等を実施し、県内のDV被害者支援を行う官民関係機関の専門性や対応力の向上を図りました。
- ・ 平成19年7月改正のDV防止法において、市町村におけるDVセンターの設置が努力義務となりました。市町村にDVセンターが設置されることでDVに対する専門的な対応も期待でき、DV被害者にとっては身近な場所で相談から自立まで一貫した専門的支援が受けられるメリットが大きいことから、市町村に対しDVセンターの設置について働きかけを行いました。
- ・ DV被害者の安全確保や自立等に際し、必要に応じて県外の関係機関と広域的な連携を行いました。
- ・ 相談者に対して苦情処理制度の周知を図るとともに、苦情を受け付けた際の迅速かつ適切な対応のため関係機関と対応についての確認を行いました。
- ・ 市町村のDVセンター設置は実現しませんでしたでしたが、様々な取り組みの機会を通して、DV防止や相談支援対策強化については、機関同士の連携が不可欠との共通認識を持つこと及び対策強化への協働・連携した支援につなげることができました。

○課題

- ・ DV対策における関係機関の連携強化のためには、各機関の機能や役割を自他とともに明確にするとともに、目的や状況に応じて各機能や役割が最大限有効活用できる体制づくりが必要です。
- ・ また、各機関の専門性を強化することにより、ネットワーク全体の専門性の強化が図られることの共通認識を持ち、特に相談支援に関わる機関は、知識やスキルの向上はもとより、好事例や困難事例を

共有する等によりノウハウの蓄積に努め、より良い対応につなげる必要があります。

- ・ 児童虐待防止対策強化を目的として、令和元年度に「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）」が改正され、DV対策との連携強化が示され、併せて「DV防止法」においても相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明記される等の改正がされました。児童虐待とDVが密接に関連していることを踏まえて、DV被害者の相談支援に関わる専門機関と児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会（*）等とのさらなる連携の強化を図る必要があります。

(*)要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）

要保護児童の早期発見及び適切な保護を目的として市町村に設置されている。

【まとめ】

- ・ 県の総合的なDV対策として、3つの基本理念と実現に向けた5つの基本目標を掲げ、達成度の評価指標として具体的数値目標を設定して取り組みを推進してきました。
- ・ 各基本目標については、それぞれ重点目標とそれに応じた施策を設定し、各施策を担当する部署や関係機関が従来からの取り組みをより強化・充実させるだけでなく、市町村のDVセンター設置などのように新たな支援体制づくりも目指しました。
- ・ 具体的指標として設定した数値目標のうち、「DV被害者の公営住宅の優先入居の実施市町村数」、「市町村のDVセンター設置数」については達成できていませんが、いずれも市町村の相談支援体制強化という枠組みの中において今後も意識しておくべき事項であると考えます。その上に、DV撲滅のために引き続き様々な対策を積極的に推進していく必要があります。
- ・ 国においては、法改正を含めDV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化及び若年層への予防啓発の拡充等が進められていることから、本計画の第4次改定においては国の方向性も踏まえ、県が目指すべき方向性を一層明確にし、より実効性のある施策や指標となる目標値の検討を行う必要があります。

第3 第4次改定計画の基本的考え方

(1) 基本理念（目指す方向）

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、DV被害者は多くの場合女性であり、女性の自立に様々な困難が伴う社会において、女性へのDV加害は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

よって、被害者の人権擁護と男女平等の実現を図るためには、DV撲滅のためのあらゆる側面からの不断の取り組みが必要です。

国においては、平成30年度から「困難な問題を抱える女性の支援へのあり方に関する検討会」が実施されており、令和元年10月の中間報告を経て、DVのみにとどまらず大きな枠組みで女性に対する必要な支援制度について検討が進められています。令和元年度には、「DV防止法」、「児童福祉法」、「児童虐待防止法」が改正され、それに伴い、「基本方針」も改正されました。これらの国の動きは「DV」や「児童虐待」という女性や子どもの人権を著しく侵害する暴力の撲滅と被害者の人権回復に向けて、あらゆる側面からの対策を講じるものであると受け止めています。

本県においても国と方向性を一にし、第3次改定計画に基づいた取り組み状況の総括も踏まえ、次の3つを基本理念とします。

① DVを生まない社会

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、子どもが同居する家庭におけるDVは子どもに対する心理的虐待にあたります。

DVを生み出す背景には、固定的な性別役割分担意識等があると言われています。このため、そうした意識を形成する幼少期から各ステージに応じた継続的教育・啓発活動を推進し、県民一人ひとりがDVやその要因に対する正しい認識を持つこと、幼い時から暴力のない環境で育つことにより、DVの被害者も加害者もつukらないという強い信念を持って主体的にDV根絶に取り組むことが必要です。

② DV被害者の人権が尊重される社会

DVは加害者から被害者への重大な人権侵害であり許されるものではありません。被害者の人権を守るためには、DVの潜在化と深刻化を防ぎ、被害を受けた後、できるだけ早い段階からの被害者に寄り添った適切な対応、支援が必要です。

また、DVが長期化し、被害者の自己肯定感や自己決定の意欲が奪われることがないように、被害者の意向を尊重した支援体制づくりを行うことが必要です。

③ DV被害者が安心安全な環境で自立（自律）を実現できる社会

DV被害者が、自らの人権を回復し自分らしく生きるためには、暴力のない安心安全な生活環境の確保はもちろんのこと、経済面や社会生活上の諸問題の解決だけではなく、被害者が心身を回復させ、自分のために選んだ人生を生きることが出来る自立（自律）の実現が求められます。

これらを実現するためには、被害者やその家族等へのきめ細かな支援やサービス等が提供できる、サポート体制が整った地域づくりが必要です。

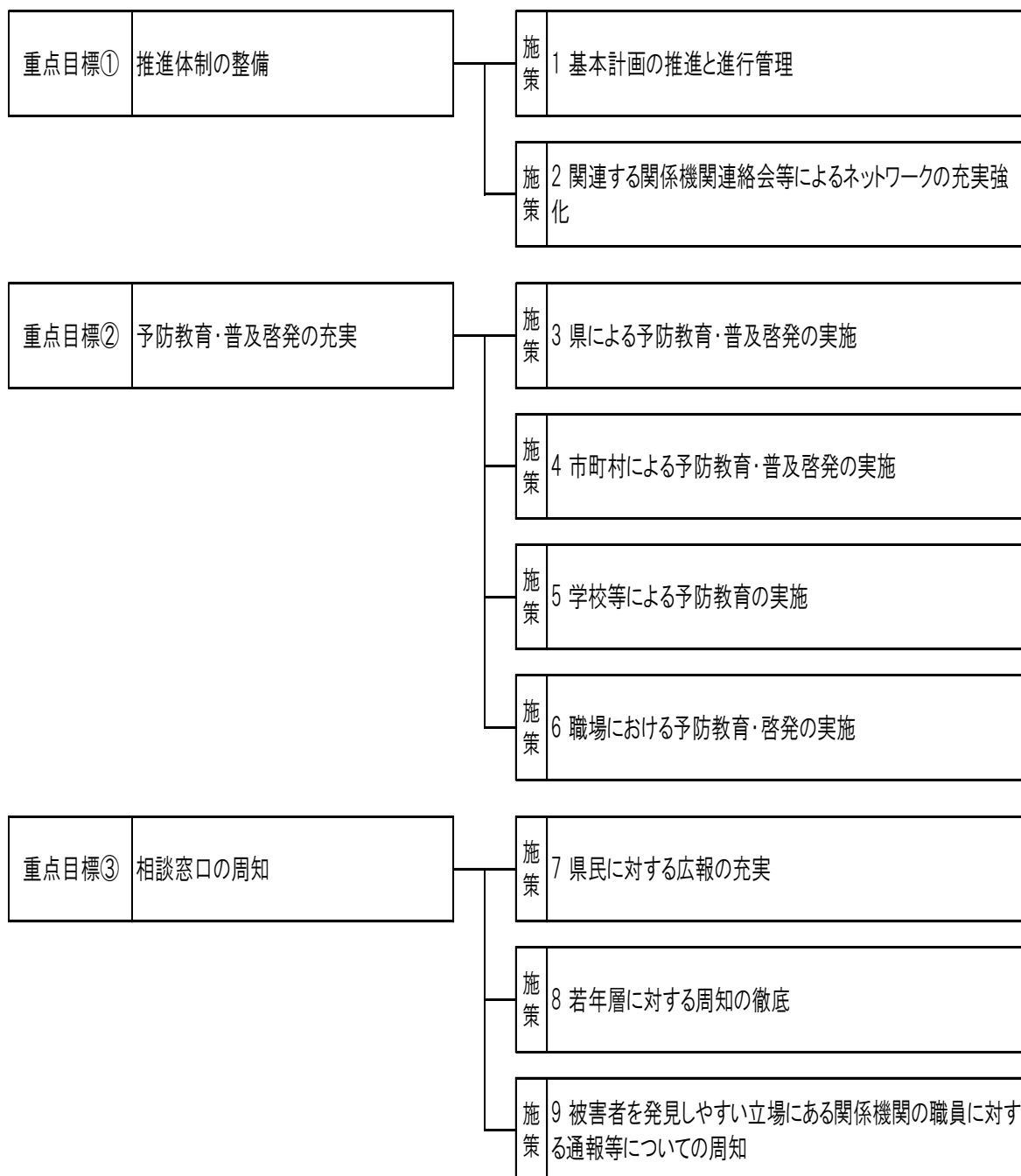
(2) 基本的視点

- 予防のための教育と啓発
- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 関係機関等の連携強化
- 被害者等の安全の確保への配慮
- 市町村の体制強化への支援
- 地域の状況に応じた対応等
- 広域的な施策の実施

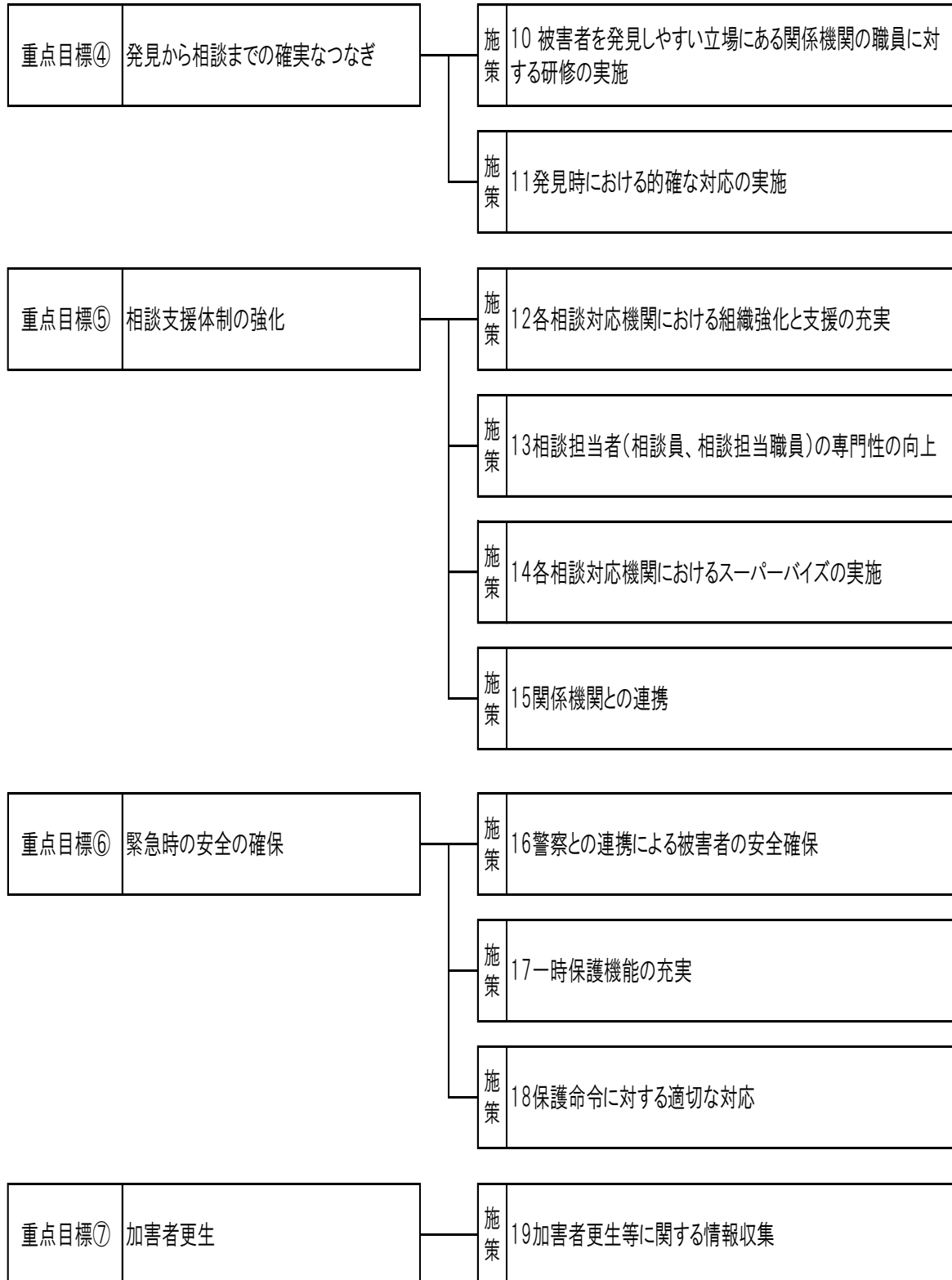
(3) 計画の体系

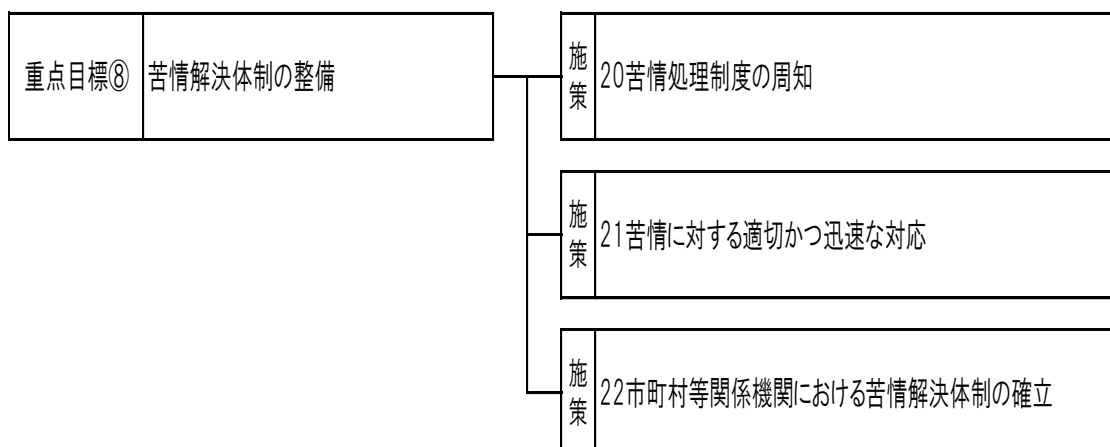
この計画は、基本理念の実現のため、4つの基本目標を設定し、その下には12の重点目標及びそれを達成するための27の施策を設定しています。

【基本目標Ⅰ】DVを生まない社会づくり

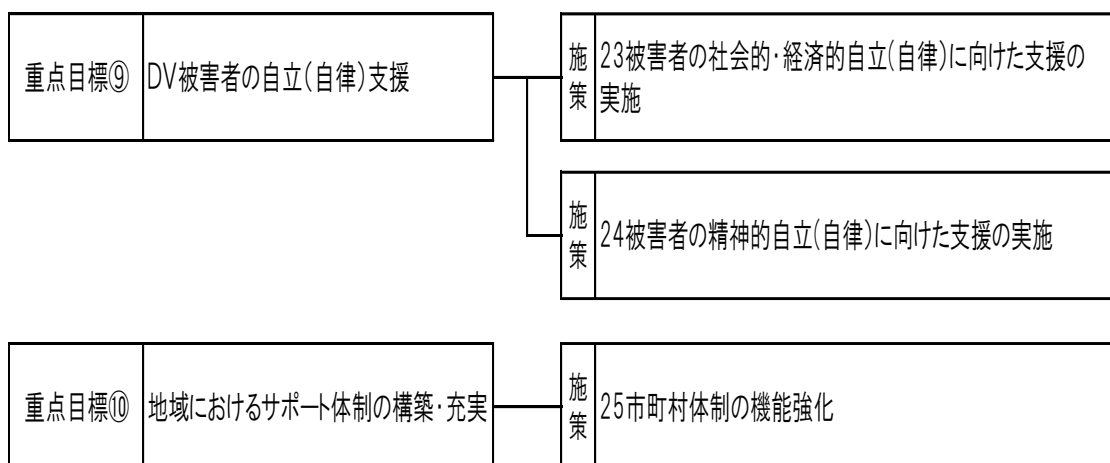


【基本目標Ⅱ】DV被害者の権利擁護

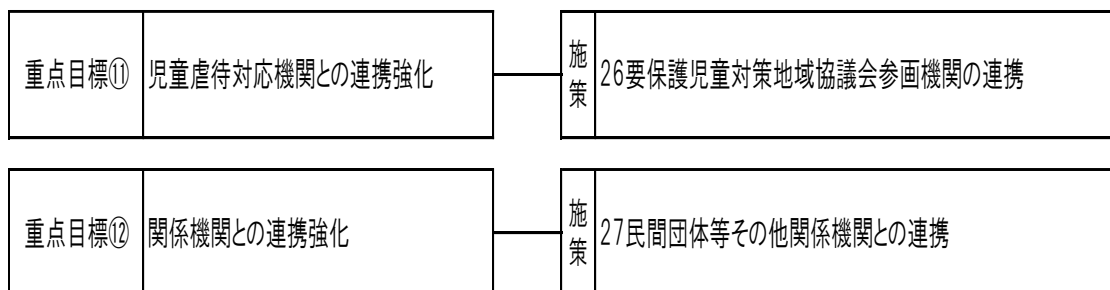




【基本目標Ⅲ】 DV被害者の暮らしを支える地域づくり



【基本目標Ⅳ】 関係機関の連携強化



第4 DV対策に係る具体的取組

(1) 基本目標Ⅰ DVを生まない社会づくり

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、外部からの発見が困難な家庭内において行われることや、当該家庭の個別の問題として捉えられる場合が多いことから、見過ごされたり潜在化しやすい状況があります。しかし、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識等、過去から今日に至るまで、男女がおかれてきた社会的・構造的な問題があり、解決に向けては一人ひとりがDVを自分の問題として捉え、社会全体で取り組む必要があります。

このため、DVを生まない社会を実現するためには、県民一人ひとりが、DVやその要因に対する正しい認識と、家庭・地域・学校・職場など社会のあらゆる場面で、「暴力を生み出さない、許さない」という強い意識を持つことが必要であり、DVに関する講習会や研修会等、予防教育や普及啓発の取り組みを一層充実・強化していく必要があります。特に、「誰も・誰からも・誰に対しても」暴力を振るわない、振るわれない、暴力を許さないといった意識が育つよう、幼少期から人権教育に取り組んでいくことが重要です。

また、DV被害を深刻化させないためには、当事者や周囲の人ができるだけ早い段階でDVであることに気づき、相談につながる行動をとれることが重要であり、引き続き相談窓口の周知を図ることが重要です。

～DV・デートDVにおける暴力の種類～

DVの加害者から被害者へ行われる暴力は、身体を傷つけられるような身体的暴力だけではありません。次の暴力は全てDVにあたり、これらの暴力が重複して起こっています。暴力は、加害者が被害者を支配する（自分の思い通りにする）ための手段として、都合よく使われています。

（暴力の例）

- 身体的暴力：殴る、蹴る、突き飛ばす、髪の毛を引っ張って引きずり回す、首を絞める、刃物を突きつける
- 精神的暴力：大声で怒鳴る、脅したり威嚇したりする、無視して口をきかない、暴言を吐く、バカにする、ののしる、何時間も説教をする、わざと大事な物を壊す
- 経済的（金：生活費を渡さない、お金の使い方を細かくチェックする、外で働かせない、銭的）暴力 仕事をやめさせる、借金をさせる
- 性的暴力：性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要、無理やり触ったりキスをする、見たくないポルノを見せる
- 社会的暴力：行動を監視する、携帯電話をチェックする、実家や友人との付き合いを制限する

◎数値目標

目標項目	計画策定時の現状値	令和7年度目標値
予防教育を実施している学校の割合	—	80.0%

現状の参考値:令和2年12月青少年家庭課調査による

県内の中学校、高等学校・高等専門学校、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導を実施している学校数の割合が54.7%

重点目標① 推進体制の整備

【現状と課題】

○基本計画の推進と進行管理

県では、関係各課等で構成する「島根県DV対策推進会議」において各施策等の進行管理を行っていますが、近年は書面による現状確認にとどまっていたため、今後は、施策の評価や見直し等、関係各課の活発な討議により、課題を共有し、全庁的に計画の総合的かつ効果的な推進を図っていくことが必要です。

○関連する関係機関連絡会等によるネットワークの充実・強化

福祉、人権、警察、医療、教育、労働等の関係機関で構成する「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」を全県及び各圏域において開催し、情報共有や意見交換を行い、多分野にわたるそれぞれの機関の機能等について相互理解を深めています。

さらに今後は、児童虐待支援ネットワークの要保護児童対策地域協議会や高齢者及び障害者虐待防止のためのネットワーク等、DVの問題と関連の深い分野において、既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても検討していくことが望まれます。

【今後の具体的取組】

施策	所管
1基本計画の推進と進行管理	
1 県は、DV対策推進会議において県基本計画の進捗状況を管理し、課題を共有するとともに、全庁的に計画の総合的かつ具体的な推進を図ります。	県DV対策推進会議構成機関
2 市町村は、県基本計画を勘案し、地域の実情に応じた対策を推進するため、市町村計画を策定し実践に努めます。	市町村

3 県は、市町村に対し、市町村基本計画に基づいた施策が円滑に実施されるよう、情報提供や助言等の支援を行います。	県DV対策推進会議構成機関
2 関連する関係機関連絡会等によるネットワークの充実強化	
4 全県及び各圏域での「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」において、DV防止・被害者支援への共通理解を深め、相互の連携強化と具体的な問題に機動的に対応する体制の構築を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 女性に対する暴力対策関係機関連絡会構成機関
5 要保護児童対策地域協議会や高齢者及び障がい者虐待防止のためのネットワーク等、DVの問題と関連の深い分野において、既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについて検討します。	青少年家庭課 女性相談センター 市町村

重点目標② 予防教育・普及啓発の充実

【現状と課題】

○普及啓発

県の広報誌やテレビ・ラジオ等、広報媒体の活用や街頭活動等によるリーフレットの配布、各種研修等を通して、広く県民に対しDVに関する啓発を行っており、令和元年度実施の島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（以下、「県民意識調査」という。）におけるDVの認知度は92.5%（図表4）と高い水準にあります。

しかし、DVが起こる背景や要因については、「ストレス」、「コミュニケーション不足」との回答率が高く（図表5）、DVの背景や本質についての正しい理解が進んでいない状況がうかがえます。

このため、引き続き広報・啓発活動を展開しながら、DVは個人の問題ではなく、社会全体の問題であり、男女がお互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが大切です。

○予防教育

県では、恋愛や交際を経験し始める中学生以上の生徒に対し、対等な関係性の必要性を学び身につけてもらうことを目的として、平成24年度にデートDV予防教育教材「すてきな恋愛の法則」を作成し、県内の全中学校、高等学校、特別支援学校に配布しました。また、養護教諭等を対象としてデートDV予防教育指導者研修を行うなど、各学校でのデートDV予防教育の推進に努めています。予防教育を受講した生徒からは、「身体的暴力だけが暴力ではないことがわかった」、「交際したら対等な関係をつくりたい」などの感想があり、一定程度の実施効果が確認できます。

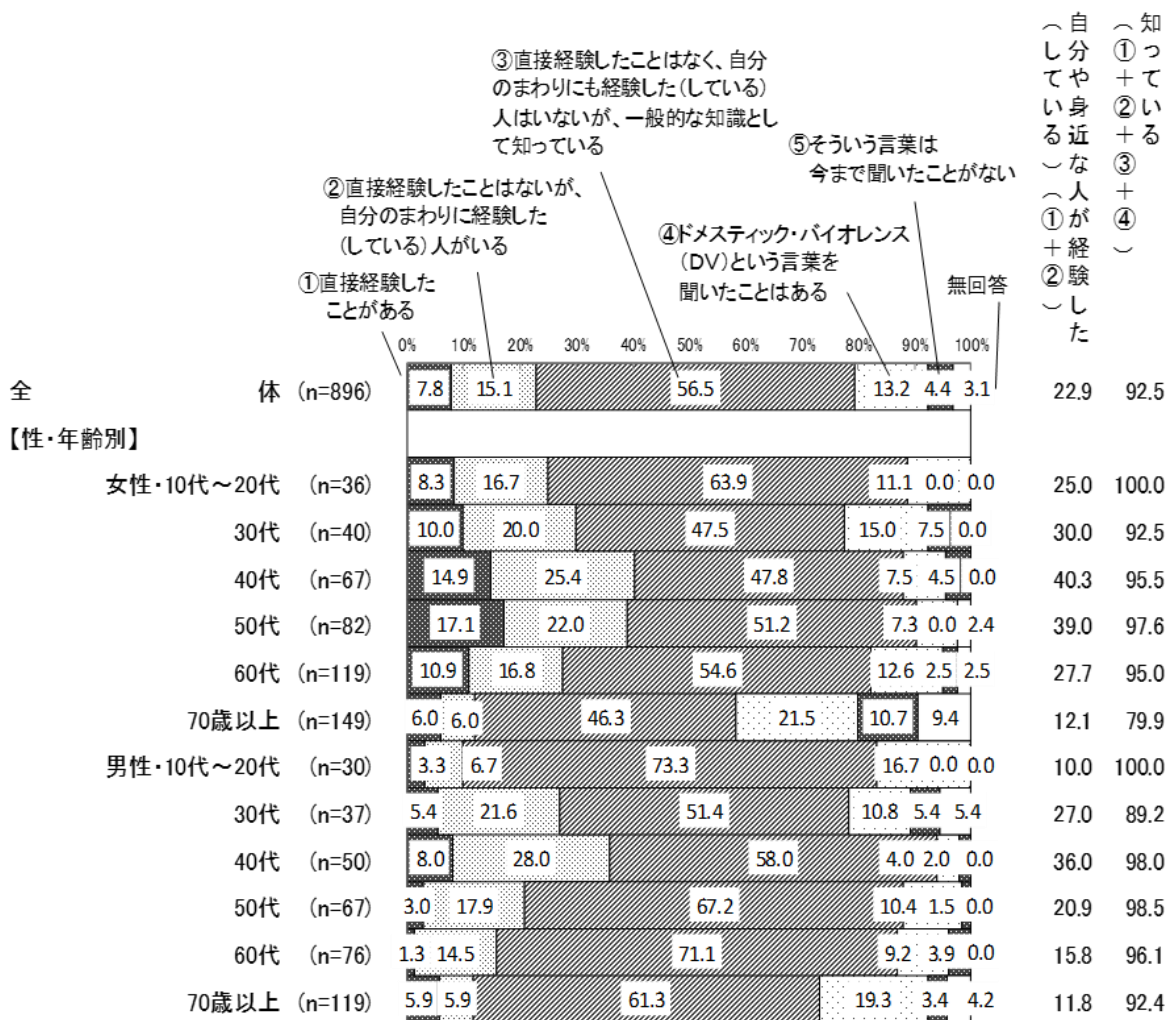
しかし、未実施の学校も多いことから学校での予防教育のさらなる推進

を図るとともに、指導者の育成に努める必要があります。

また、地域においては民生児童委員に対する研修や、県の職場における人権・同和問題職場研修推進員研修などに取り組んでいますが、先の「県民意識調査」によると、「DV・デートDVに関する講習会等を受講したことがある」と回答した人の割合は10.2%にとどまっており、これまで以上にDVに対する正しい理解促進が望まれます。

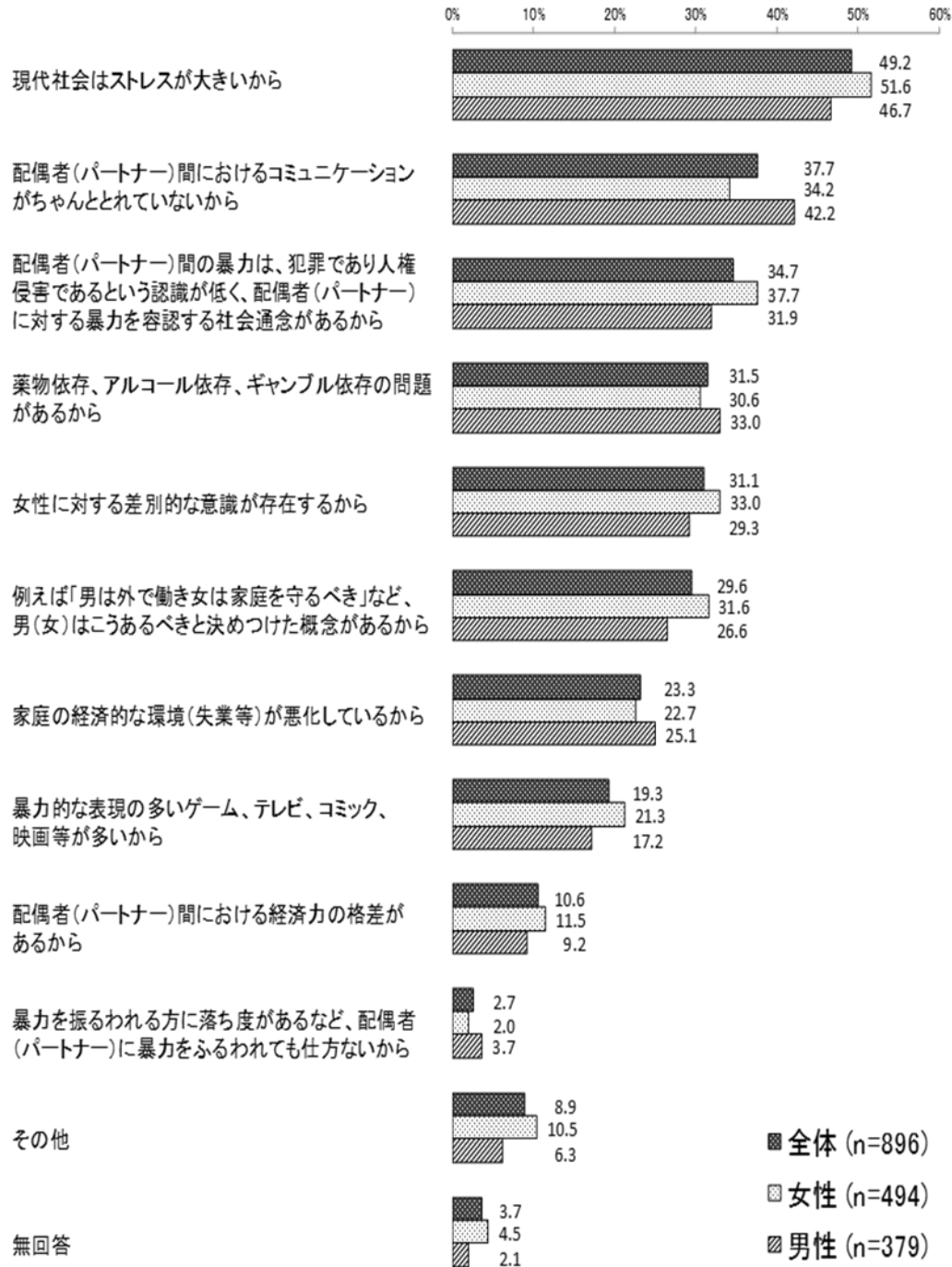
今後は、県内各地で行われる生涯学習、男女共同参画及び人権啓発の催しや研修等、家庭や学校、職場、地域等でのあらゆる機会をとらえて、予防教育に積極的に取り組んでいく必要があります。

図表4 ドメスティック・バイオレンスの経験・認知（県民意識調査）



出典：島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査(令和2年2月)」

図表5 ドメスティック・バイオレンスが起こる背景や要因（県民意識調査）



出典：島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査(令和2年2月)」

【今後の具体的取組】

施策	所管
3 県による予防教育・普及啓発の実施	
<p>6 県民一人ひとりが、DVが身体的暴力のみならず、精神的、経済的、性的及び社会的暴力等の様々な加害行為による支配であること、DVは重大な人権侵害であること、子どもが同居する家庭におけるDVは児童虐待にあたること等の正しい理解を持つこと、また、DV発見時には速やかに通報や相談につなげられるよう、講演会や街頭活動、各種研修により、広報啓発、予防教育を積極的に行います。</p>	<p>女性活躍推進課 人権同和対策課 青少年家庭課 女性相談センター 警察本部</p>
<p>7 「女性に対する暴力をなくす運動」や人権啓発フェスティバル等における集中的な啓発を行うとともに、（公財）しまね女性センターと連携し、男女共同参画・女性活躍の視点から女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け広報啓発等を実施します。</p>	<p>女性活躍推進課 人権同和対策課 青少年家庭課 女性相談センター 警察本部</p>
<p>8 県内の外国人住民に対して、外国語パンフレットの作成や関係機関と連携した情報提供を行います。</p>	<p>文化国際課 青少年家庭課 女性相談センター</p>
<p>9 DV予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識を育むことが必要であることから、学校等と連携し若年層を対象とした予防教育を行います。 特に、中学生や高校生、大学生等に対しては、デートDVの未然防止に向けて啓発を強化します。</p>	<p>青少年家庭課 女性相談センター 教育指導課 保健体育課</p>
<p>10 市町村等において、地域住民に対する予防教育や啓発事業が積極的に実施されるよう、各市町村の取組状況を把握するとともに、好事例等の情報提供に努めます。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中は集中的な啓発を呼びかけ、気運の醸成に努めます。</p>	<p>青少年家庭課</p>
4 市町村による予防教育・普及啓発の実施	
<p>11 市町村基本計画に基づき、地域住民に対する予防教育や啓発事業を実施し、DVに関する正しい理解の促進を図ります。</p>	<p>市町村</p>
5 学校等による予防教育の実施	
<p>12 各学校等において、人権の尊重や、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図るため、関係機関と連携して子どもの発達段階に応じた学習活動を実施します。特に中学・高校等においては、デートDV予防に係る学習の推進を図ります。</p>	<p>総務課 教育指導課 人権同和教育課 市町村</p>
<p>13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育への理解を促進する研修を行います。</p>	<p>教育指導課</p>
<p>14 養護教諭等を対象とした予防教育実践者研修を実施し、県で開発した「デートDV予防教育プログラム」の利用促進を図ります。</p>	<p>青少年家庭課 保健体育課</p>
6 職場における予防教育・啓発の実施	
<p>15 県は、各所属の人権・同和問題職場研修推進員に対し、DVをはじめとした各人権課題についての研修を実施します。また、公開講座等により、職員への研修や情報提供を行います。</p>	<p>人権同和対策課</p>
<p>16 市町村は、人権・DVに関する研修を実施し、各職員への意識啓発を図ります。</p>	<p>市町村</p>
<p>17 事業所や各種団体等の各職場において、DVに関する普及啓発や人権研修が実施されるよう、関係各課を通じて働きかけます。</p>	<p>青少年家庭課</p>

重点目標③ 相談窓口の周知

【現状と課題】

○相談窓口の広報

県のDV相談窓口は、DVセンター機能を備えた女性相談センター（松江市）・同西部分室（大田市）のほか、県内4箇所の児童相談所（中央隠岐相談室、出雲、浜田、益田）に女性相談員を配置しており、年間約800件の相談を受け付けています。

これまで、ホームページや新聞、広報誌への掲載やリーフレットの配布、大型店舗等への相談カードの配置により、相談窓口の周知を図ってきましたが、専門の相談機関であるDVセンターの認知度は、「県民の意識調査」では44.9%に留まっており、どこにも相談できず、一人で悩みを抱えている被害者の存在が懸念されます。

このため、DV相談窓口等に関する情報が、被害者自身やその周囲の人達に確実に届くよう、これまで行ってきた広報媒体の拡充や相談カードの内容の充実、配置場所の拡大など、より効果的な手法等について検討し、さらなる周知を図っていく必要があります。

また、男性の被害も潜在化していることが考えられるため、男性被害者が相談しやすい環境づくりに向けた取り組みが必要です。

なお、相談窓口としては、女性相談センターや児童相談所のほか、県内全ての市町村においてもDV相談窓口が設置されています。また、人権啓発推進センター（松江市）及び西部人権啓発推進センター（浜田市）においても、DV相談を含む様々な人権課題に対応しています。

○若年層に対する周知

10代～20代の若年層に対しては、学校等を中心にリーフレットを配布し、相談窓口の周知を図っていますが、周囲に知られることをおそれ、相談をためらい、一人で問題を抱え込んでいることも懸念されます。

このため、若年層のニーズをくみ取り、気軽でありながら、相談する側も受ける側も安全な相談のあり方について研究する必要があります。

○関係機関の職員に対する周知

DVは、家庭内で行われるため、外部から発見することが困難な上、被害者自身も、加害者からの報復のおそれや仕事、家庭の事情等様々な理由により、支援を求めることをためらうことも少なくありません。

このため、保健、福祉、保育、教育、医療等のDVを発見しやすい職務関係者に対し、DVに関する相談等を受けたり、DVが疑われる様子を察知した際には、速やかに適切な相談機関へつなげてもらえるよう、専門の相談窓口の周知を図っておく必要があります。

【今後の具体的取組】

施策	所管
7 県民に対する広報の充実	
18 ホームページや新聞・広報等への掲載、リーフレットの配布、相談カードの配置等により、DV相談窓口の周知を行い、その内容の充実及び周知方法の拡大に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター
19 男性の被害が潜在化していることが考えられるため、男性被害者がためらわず相談できるよう、相談窓口の周知をはじめ、性別を問わずDV被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター
20 誰でも相談できる窓口として、人権に関する相談窓口の周知を図ります。	人権同和対策課 青少年家庭課
8 若年層に対する周知の徹底	
21 若年層の被害者が一人で抱え込むことのないよう、リーフレット等の配布により相談窓口の周知を行うとともに、若年層に届きやすい相談ツールの拡充に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター
22 民間団体と連携した若年層への予防啓発に係る取組を実施します	青少年家庭課 女性相談センター
9 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する通報等についての周知	
23 医療機関や各種相談窓口（母子保健、児童相談、精神保健、高齢福祉等）の職員等、DV被害者を発見しやすい立場にある関係者が被害を発見した際に、速やかに適切な相談機関へつなぐことができるよう、相談窓口等の情報を積極的に提供します。	医療政策課 青少年家庭課 女性相談センター 警察本部 市町村
24 医療機関において適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。	医療政策課 青少年家庭課 女性相談センター

(2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護

令和元年度に、県のDV相談窓口で受け付けたDVに関する相談は853件、市町村では502件でした。また、警察がDVとして認知した事案は185件でした。

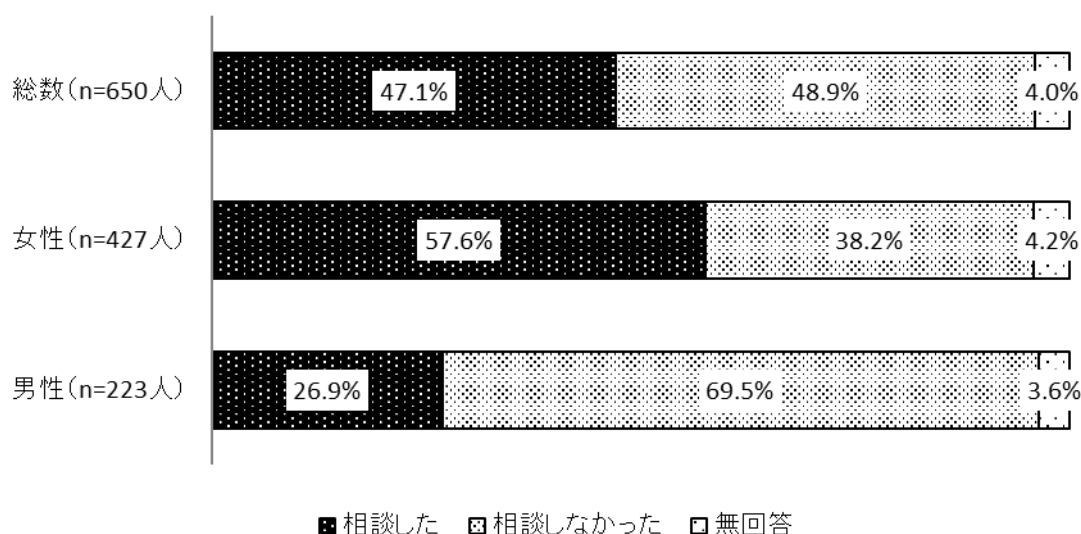
しかし、内閣府調査によると、DV被害経験がある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人は48.9%であり、約半数の人は相談につながっていません（図表6）。

また、相談しなかった理由を見ると「相談するほどのことではないと思った」が最も高く約6割を占めており、被害者が相談の必要性を認識できない状況があることがわかります。さらに「自分も悪い」、「我慢すればよい」というような間違った認識や、「相談してもむだ」と孤立化している状況がうかがえます（図表7）。

被害者の人権擁護のためには、このような状況の改善を図り、被害者の相談意欲を後押しし、相談を促して早い段階から必要な支援に繋げることが必要です。

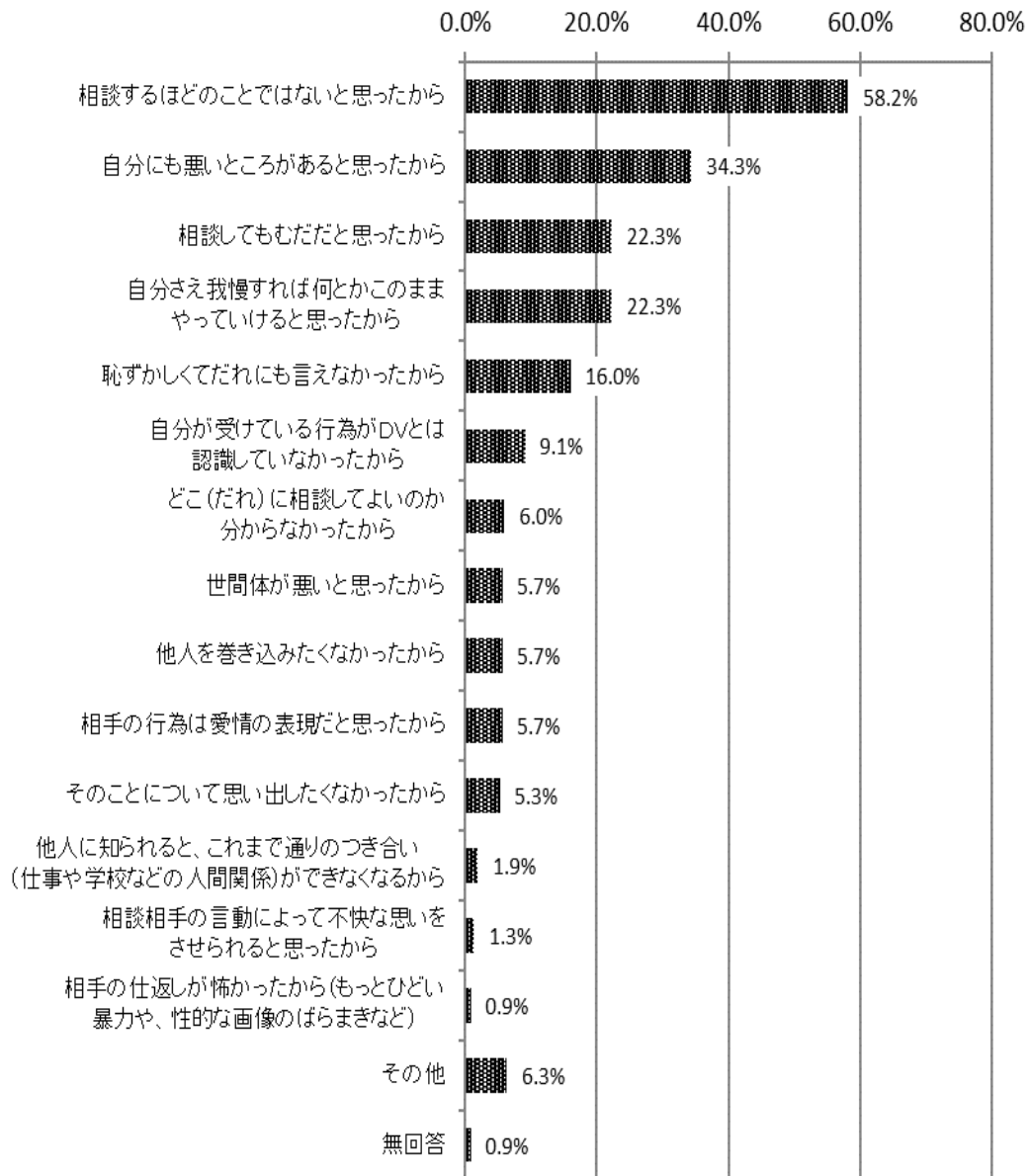
また、相談支援機関においては、被害者の意思を尊重しながら、緊急度に応じた適切な判断と対応により、被害者の安心安全を確保し、必要に応じて関係機関で連携して支援を行う必要があります。

図表6 配偶者からの暴力の相談経験



出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（平成30年3月）」

図表7 配偶者から受けた被害について相談しなかった理由（複数回答）



出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書(平成30年3月)」

◎数値目標

目標項目	計画策定時の現状値	令和7年度目標値
DV被害者が相談した割合	—	60.0%

現状の参考値：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書(平成30年3月)」

DV被害経験者のうち「相談した」割合が47.1%(女性57.6%、男性26.9%)

重点目標④ 発見から相談までの確実なつなぎ

【現状と課題】

DVは、前述したとおり、問題の特性上被害者が自ら相談することが困難な状況にあります。

被害者の相談意欲を後押しし、相談につなげるためには、被害を発見した者の適切な助言が有効です。

このため、市町村や医療機関、子育て世代包括支援センター、学校等の被害者の身近にあり被害を察知しやすい機関や関係者が、被害者の特性等や適切な対応について学ぶことで、専門の相談支援機関や関係機関等に確実につなげることができるようにすることが必要です。

【今後の具体的取組】

施策	所管
10被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施	
25 教職員に対し、DV及びデートDVに対する正しい理解を図るための研修を行います。	教育指導課
26 市町村や関係機関、各種団体等に対しては、県が専門的な研修を実施し、参加を呼びかけます。	青少年家庭課 女性相談センター
11発見時における的確な対応の実施	
27 DVを発見した関係機関は、被害者へ適切な助言を行うとともに、被害者の同意のもと専門機関との情報共有や相談窓口への同行支援等、被害者が確実に相談につながるよう的確な対応に努めます。	各対応機関

重点目標⑤ 相談支援体制の強化

【現状と課題】

○一体的な相談支援体制の構築

県女性相談センター（松江市）と同西部分室（大田市）を県のDV支援機関の中核をなすDVセンターと位置付けるとともに、県内4箇所の子童相談所に女性相談員を配置し、県下全域における相談体制を整えています。

また、全市町村にもDV相談のワンストップ窓口が設置されており、より身近な場所での相談が可能な体制となっています。

DV被害者支援は、DV被害者のおかれている状況の多様さと、被害者が抱える複合的な問題に対応しなければなりません。解決や改善に向けるためには、緊急度や各問題の内容等に応じた、多角的な支援が一体的に行える体制が必要です。

そのためには、一時保護などのより専門的な支援から生活に密着した日常的で継続的な支援までを、被害者のニーズと状況に応じて適時・適切に行うための各支援機関の役割分担と連携支援体制が不可欠です。

未だ支援につながらない多くのDV被害者に対し、支援の手が行き渡るよう、各機関は自所の役割を理解し、適切な支援が行える体制について整備、強化するとともに、より柔軟で密な機関連携を行うためのネットワークづくりが必要です。

また、子どもの面前で行われるDVは児童虐待であり、児童虐待の背景にDVが存在する場合も少なくないため、DV支援機関と児童虐待支援機関の連携の必要性が高まっています。お互いの業務理解を通し、ケースを俯瞰し総合的な対応を図るための情報共有や支援方針決定のための連携強化策が必要です。

○市町村の相談支援体制の強化

市町村のDV相談窓口は、被害者が生活基盤を置く地域での最も身近な相談先として、被害者の相談から自立（自律）支援までの切れ目のないきめ細かな支援の提供について主体的な役割を担うことが期待されます。

そのためには、被害者に必要な支援について判断及びコーディネートするワンストップ機能の充実と、相談担当者のDV始め各種の問題や課題に対応するための知識やソーシャルワーク技術等専門性の向上が望まれます。

県は、市町村の役割理解促進と体制・機能強化に向け、各種研修の実施や好事例の紹介等、必要な情報提供を積極的に行います。

また、女性相談員の配置やDVセンターの設置について引き続き働きかけを行います。

○多様化する相談ニーズへの対応

依然として男性から女性への暴力が多い現状ですが、男性被害者は声を上げづらく潜在化していると考えられます。

また、外国人や高齢者、障がい者等が被害者であることも少なくありません。全ての相談窓口が、相談者の多様さに適切に対応できる体制を整えることが必要です。

今後は、性別や年齢、障がいの有無、国籍にかかわらず、それぞれの相談者が相談しやすい環境の整備を図っていく必要があります。

○関係機関との連携

被害者の発見から自立（自律）に至るまでは、女性相談センター、児童相談所、市町村、警察、医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、社会福祉施設、法律家、人権擁護委員、民間支援団体など、多数の機関や関係者がそれぞれの役割を活かし、協力して支援していくことが重要であり、これまでも各種会議や研修等を通じて、関係機関や関係者との連携を深めてきたところですが、今後も引き続き、連携を強化していく必要があります。

特に、令和元年6月の児童虐待防止法改正を踏まえ、DV対応機関は児童虐待の早期発見に努め、児童虐待対応機関はDV被害者の適切な保護に協力するよう努めることとされています。

このため、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を促進し、DV対応機関と児童虐待対応機関それぞれの連携方法を検討する必要があります。

【今後の具体的取組】

施策	所管
12各相談対応機関における組織強化と支援の充実	
28 県は、女性相談センターがDV被害者支援の中核機関として、複雑な事例の見立てや支援のコーディネート、市町村等への適切な助言等の役割を果たすことができるよう、職員の専門性を高める体系的な研修の実施やより専門的に相談支援業務を指導できる職員（スーパーバイザー）の育成等、組織の強化を図ります。 また、市町村に対しては、ワンストップ機能（*）（役割）の理解促進と、DVセンターの設置や女性相談員の配置等を働きかけます。 （*ワンストップ機能：被害者に必要な支援について判断し、他部局と連携・調整しながら包括的な支援をコーディネートすること）	青少年家庭課
29 市町村は、被害者に最も身近な相談機関として、相談から自立（自律）まで切れ目のないきめ細かな支援を提供するため、ワンストップ機能の充実を図ります。	市町村
30 複雑な事例や多機関による調整・連携が必要な事案への対応力を高めるため、定期的に事例検討会を行い外部のスーパーバイザーによる助言を受け、専門的な知識と技術の向上を図ります。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
31 被害者の心理的ケアのために、心理判定員によるカウンセリングを行います。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
32 各相談窓口では、被害者の心情に配慮した対応を行い、被害者の状況等必要に応じて適切な面接場所の確保や同行支援を行い、被害者の心身の状況に配慮した丁寧な対応を行います。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
33 法的支援、医療的支援が必要な相談者に対し、弁護士や医師による専門的な相談を実施します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
34 外国人や聴覚障がい者の相談に適切に応じるため、通訳者や手話通訳者を確保します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
35 性暴力被害者に対し、必要な支援を行うため、女性相談センター内に設置されている性暴力被害者支援センターたんぼぼにおいて、医療・心理・法的支援等を行うとともに、証拠採取にかかる支援も含めたワンストップ支援センターの機能強化について検討を進めます。	青少年家庭課 女性相談センター
36 市町村の女性相談窓口において、適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、各窓口での活用を促します。	女性相談センター
37 職務関係者において、適切な対応がされるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。	女性相談センター

38 外国人相談者に対して、多言語による相談体制の充実や支援にあたる人材の育成・確保を行います。	文化国際課
39 外国人被害者の情報伝達手段の確保のため、引き続き通訳ボランティアを育成するとともに、各機関が行うDV関係の研修について情報提供を行い、参加を促します。	女性相談センター
40 性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、あらゆる被害者がより相談しやすい環境の整備及び相談担当職員の専門性向上に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
41 「二次受傷」や「燃え尽き（バーンアウト）」状態等に陥ることを予防したり、緩和を図るなど、女性相談担当者の心理ケアに配慮する必要があることから、組織全体での業務支援や専門家による精神的ケアを行うとともに、女性相談担当者同士の相談（ピアカウンセリング）を実施します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
13相談担当者（相談員、相談担当職員）の専門性の向上	
42 女性相談担当者や警察相談担当者等が複雑な事例に適切に対応し、解決に向けた支援を行うためのスキルアップを図るため、専門研修を実施します。	女性相談センター 警察本部
43 市町村や民間支援団体等の相談担当者のスキルアップを図るため、専門研修への参加を呼びかけます。	女性相談センター
44 DV対応や児童虐待対応を行う機関においては、個々の職員がDVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を深めるため、各機関が実施する研修について相互に参加を呼びかけるとともに、これらの研修への積極的な参加に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
45 被害者に接する関係者が二次的被害（*）を与えることのないよう、スキルアップのための研修等を実施します。 （*二次的被害：相談・保護・自立支援等に携わる職務関係者の不適切な言動により、被害者が傷つき、さらなる被害を与えること）	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
14各相談対応機関におけるスーパーバイズの実施	
46 各相談対応機関においては、DVについての専門的な知識の習得に努めます。	各相談対応機関
47 県は市町村のスキルアップを図るため、巡回訪問等により事例対応等への助言を行ったり、専門的な知識や技術を要する事例について関係機関から助言を求められた場合には、適切に対応を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
15関係機関との連携	
48 被害者がおかれている多様な環境に配慮して適切な対応ができるよう、各関係機関それぞれの機能や役割を理解するとともに、被害者の個人情報保護の徹底を図りながら、積極的な情報共有と連携強化に努めます。	各対応機関
49 女性相談センター、児童相談所、市町村、警察においては、特にDVと児童虐待の特性・関連性を理解した総合的な判断と機動的な対応が求められることから、定期的な連絡会や事例検討会を開催し、各機関の役割について相互理解を深め連携強化を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村

50 被害者が抱える複合的な問題を解決する際には、法的な支援が重要であるため、島根県弁護士会や法テラスと連携・協働します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
51 被害者が裁判所において各種申立等を行う際には、手続き時における安全確保や、裁判所の職員等がDVを理解し被害者に寄り添った対応がされるよう、協力を求めています。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
52 被害者に対し支援を行う民間ボランティアや、外国人被害者のための通訳ボランティアに、県が実施する専門的研修への参加を呼びかけ、相談・支援技術の向上のための機会を提供します。	青少年家庭課 女性相談センター
53 圏域を超える広域的支援が円滑に行えるよう、連携体制の整備を図ります。	青少年家庭課
54 都道府県を越える広域的な避難や保護も増加していることから、広域的支援が円滑に行えるよう、保護の実施責任の明確化等具体的な対応について、他の都道府県との協議を進めます。	青少年家庭課 女性相談センター

重点目標⑥ 緊急時の安全確保

【現状と課題】

○緊急時の対応

DVは、些細なきっかけや加害者の身勝手な理由により、昼夜を問わず突然危険度が増す場合があります。被害者や関係者から警察や女性相談センターに緊急通報があった場合には、速やかに必要な安全確保対策が取れるよう、夜間休日における対応体制を整備しています。

緊急度の判断や一時保護を含む安全策の確保については、判断を誤ることで被害者の命に関わる事態に発展すると危機感を持ち、被害者の意思を確認しながら、関係機関が必要な情報を漏れなく共有でき、対応についての協議や判断を行える連携体制づくりが必要です。

また、安全確保後の支援についても、加害者の追及等に対する対応や同伴児童等に関わる対応等について、関係機関で見通しや支援策を共有し、役割分担を行って速やかに支援を実施する必要があります。

○一時保護体制の充実

女性相談センターでは、DV被害者について必要と判断した場合には被害者や同伴児童を一時保護することで安全確保を行っています。平成27年度から令和元年度までの5年間におけるDVを理由とした一時保護数は220人（単身者30人、児童等同伴者63人、同伴児（者）127人）でした（図表8）。

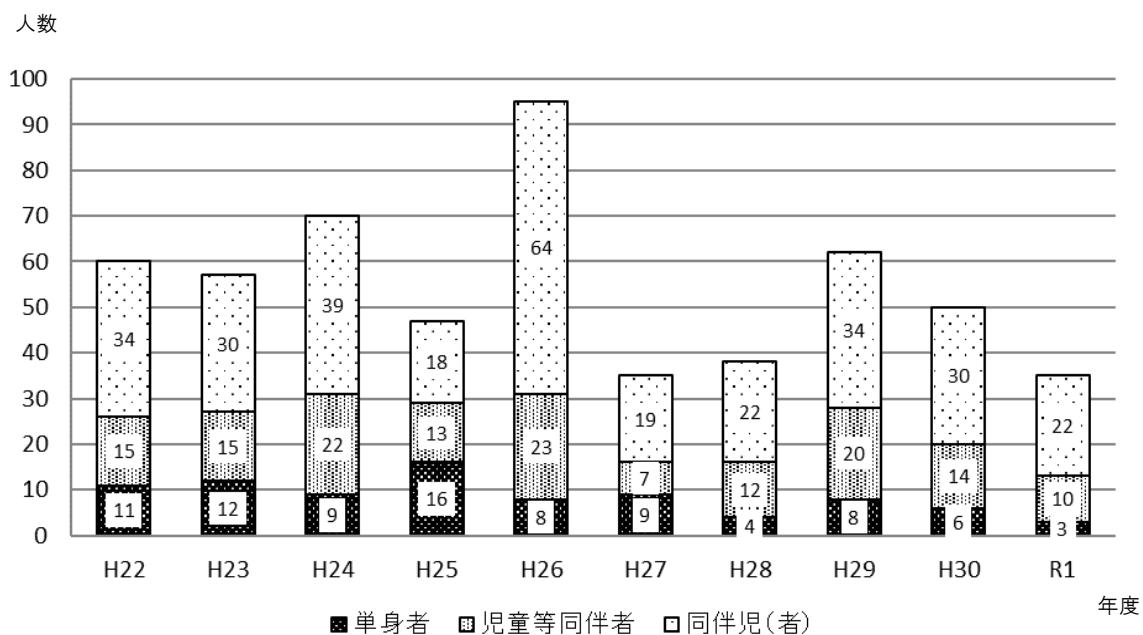
被害者や同伴児童の心身の状態に配慮した適切な一時保護を実施するためには、被害者等が利用できる一時保護場所を複数確保することや、加害

者からの追及等への対応が適切に行える体制づくりや設備が必要です。

一時保護中には、衣食住の提供のみならず、被害者の心身のケアや退所後に必要な支援策の検討や準備を速やかに行う必要があります。また、同伴児童に対しても、学習機会の提供や心身のケア、発達に応じた対応を行う必要があります。

現在、女性相談センターでは、一時保護場所を複数確保するとともに、ケースワーカーや心理職の配置、精神科医や弁護士による専門相談の実施、児童への学習支援を行うための学習支援員の配置などにより支援を行っていますが、必要な支援や対応を行うためのさらなる体制整備や関係機関との連携が必要です。

図表 8 DV被害者等の一時保護数の推移



出典：青少年家庭課調査による

○保護命令(*)に対する適切な対応

女性相談センターと警察による平成27年度から令和元年度までの5年間における保護命令に関する支援件数は129件(約25件/年)となっています。

加害者が執拗に被害者等を追及し危害を及ぼすことを防ぐため、今後も被害者が保護命令を効果的に利用できるよう、保護命令についての情報提供や申し立ての支援を行い、被害者等の安全安心を守る必要があります(図表9)。

(*)保護命令（DV防止法第4章及び第5章の2）

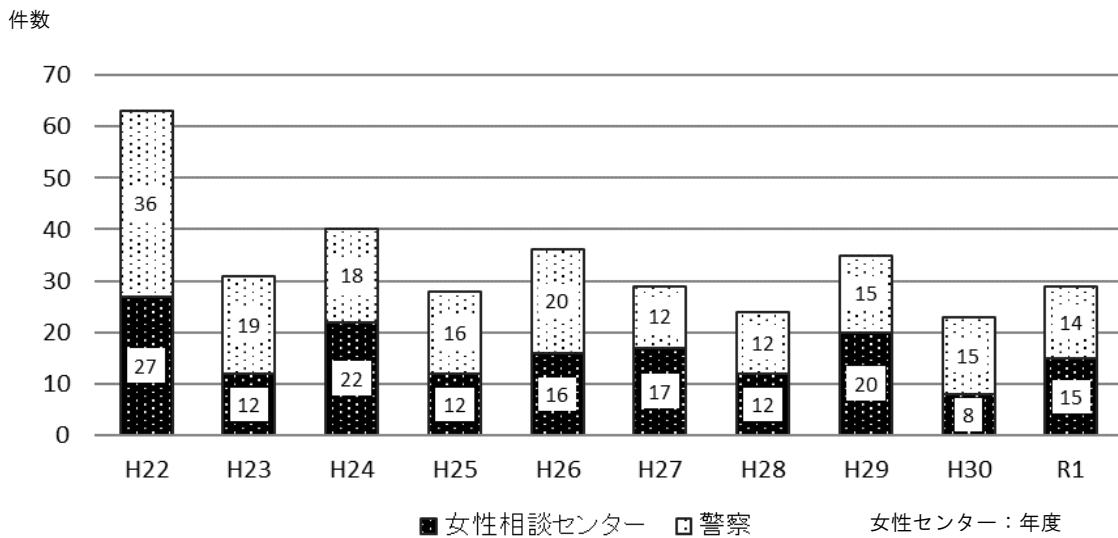
- ・被害者が配偶者から身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、裁判所から配偶者に対し被害者の安全確保のための各命令が発せられる。
- ・生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた被害者も対象となる。
- ・保護命令申立の支援は主にDVセンター又は警察が行っており、被害者が申立書にDVセンター又は警察に相談を行い受理された旨を記載した場合、裁判所はDVセンター等に相談状況等を記した書面の提出を求めることとなっている。

○保護命令の種類

- ①被害者への接近等の禁止②被害者への電話等の禁止③被害者の同居の子への接近等の禁止④被害者の親族等への接近禁止⑤被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去等

加害者が上記の命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

図表9 保護命令支援件数



出典：青少年家庭課調査による

【今後の具体的取組】

施策	所管
16警察との連携による被害者の安全確保	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
55 各相談窓口においては、被害者の状況に応じて警察への相談の必要性を説明し、警察への同行支援を行います。警察は、必要に応じて緊急時の対応等を被害者に説明し、被害者の安全確保を図ります。	

56 被害者や同居する児童等に危害が及ぶ恐れがあると判断した場合には、警察において初期対応を行うとともに、速やかに関係機関が情報共有を行い、被害者の意思を尊重しながら被害者と児童等の安全確保を図ります。	女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
57 相談窓口等に対し、加害者からの威嚇等が予想される場合、警察と連携し、被害者、同伴する児童等家族、支援者や相談窓口職員 の安全確保を図ります。	女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
17一時保護体制の充実	
58 緊急に被害者等の安全確保を図る必要があり、他に安全な避難先を確保することが困難な場合においては、女性相談センターにおいて一時保護を実施します。	女性相談センター
59 被害者等の安全な移送手段を確保するとともに、移送中の被害者等の精神的安定に配慮します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
60 休日・夜間に緊急保護が必要となる場合は、安全な移送が実施できるよう関係機関が連携し、休日・夜間の移送体制を確保します。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
61 直ちに一時保護所への入所が困難な被害者のために民間宿泊施設の提供（配偶者暴力被害者緊急避難支援事業）を行っていますが、宿泊施設の職員に対して、適切な対応を要請し、被害者の安全確保に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
62 被害者の多様な状況に対応した適切な保護ができるよう、配偶者暴力被害者緊急避難支援事業や一時保護委託を行うとともに、被害者の状況に適した委託先の拡充に努めます。	女性相談センター
63 一時保護が必要な男性のDV被害者に対しては、一時保護委託や配偶者暴力被害者緊急避難支援事業の活用により、適切な保護を行います。	女性相談センター
64 一時保護委託先での適切な保護のために、委託先に対し県が実施する女性相談員研修等の参加を呼びかけ、相談・支援技術の向上の機会を提供します。	女性相談センター
65 一時保護所において、被害者等のニーズに応じた生活支援や問題解決のための支援やケア等が実施できるための体制整備に努めます。	青少年家庭課
66 入所者の心身の状態に応じて、嘱託医による医学的ケアや、心理判定員による心理的なケアを行います。	女性相談センター
67 女性相談センターと児童相談所との連携を強化し、同伴児に対する心理的ケアを充実し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所
68 一時保護所の限られた空間での心理的な圧迫感からくる子どものストレスの軽減を図るため、安全を確保しながら遊び場の提供に配慮します。また、学習支援員による就学児童への学習機会の提供や保育支援を行います。	女性相談センター

18保護命令に対する適切な対応	
69 被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、情報提供や助言などの支援を行います。また、保護命令発出後の安全確保についても警察等関係機関の連携を図ります。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
70 保護命令が発出された児童に対し、学校や保育所等において適切な対応が図られるよう、制度の周知や助言・指導を行います。	青少年家庭課 教育指導課 女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村

重点目標⑦ 加害者更生

【現状と課題】

本県では、加害者の再犯防止に向けて警察と連携し、被害者の同意を得ながら、身体的暴力についての被害届や警察から加害者への口頭警告等、再被害が起こらないよう努めています。

しかし、加害者には「暴力」を振るっている認識がない場合も多いことから、再発を防止することが非常に困難な状況です。

DVを防止するためには、被害者への支援だけでなく、加害者に自らの責任を認識させ、更生させるための指導が重要です。

国においても、地域社会における加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築に向けて調査研究が進められているところであり、その情報収集を行い、加害者更生の取り組みを進めていくことが必要です。

また、加害者が、アルコール・薬物依存やうつ病等の精神疾患等を抱えている場合には、治療に繋げるための支援者が必要です。地域でのサポート体制が望まれます。

【今後の具体的取組】

施策	所管
19加害者更生等に関する情報収集	
71 国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を研究します。	青少年家庭課
72 加害者が「暴力」を行っていることを認識できるよう、意識啓発の方法を検討します。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部

重点目標⑧ 苦情解決体制の整備

【現状と課題】

女性相談センターや各児童相談所が行う女性相談業務及び一時保護業務の執行等に関するご意見や苦情については、「島根県女性保護事業苦情処理実施要領」に基づき、女性相談センターや青少年家庭課で対応することとしています。相談者に対しては、相談室に苦情受付についてのチラシを掲示し周知しています。

また、女性相談センターが一時保護した被害者については、退所時にアンケートを実施し、よりよい支援に向けての意見を徴取しています。

各関係機関においては、心身ともに傷付いているDV被害者が安心して相談できるよう、DV対応を行う職員等に対して、DVや被害者の心身の状況について十分な理解を促進するための研修を実施する等により、二次的被害の防止に努めるとともに、不適切な対応が発生した際に、適切かつ迅速に対応できるよう、苦情解決体制を整備し、相談者等に周知しておく必要があります。

【今後の具体的取組】

施策	所管
20 苦情処理制度の周知	
73 相談者及び関係機関に対し、苦情処理制度の周知を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
21 苦情に対する適切かつ迅速な対応	
74 女性相談センター等においては、受け付けた苦情の適切かつ迅速な対応を行うとともに、業務の改善に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
22 市町村等関係機関における苦情解決体制の確立	
75 市町村等関係機関における苦情解決体制の確立を図るとともに、受け付けた苦情の適切かつ迅速な対応に努めます。	青少年家庭課 市町村

(3) 基本目標Ⅲ DV被害者のくらしを支える地域づくり

DV被害者や同伴児童等が、加害者から逃れるために、慣れ親しんできた生活場所を離れ、新たな場所で、新しい生活を一から始めることは容易ではなく、加害者からの報復のおそれや家庭の事情等により、加害者との同居を選択せざるを得ない被害者が多く存在しています。

また、加害者から離れて生活することを選択した場合であっても、新たな場所において、安定した生活を送るためには、心身の健康の回復を図るとともに、社会的・経済的な基盤を整え、維持していくことが求められます。

いずれの選択をした場合であっても、暴力という手段によって長期にわたり支配されてきたDV被害者は、自己肯定感や自己決定の意欲等が奪われ、自身の人生に多大な不利益や損失を被る状況に置かれています。

また、DVのある家庭に育つ子どもも、心身の発達に悪影響を及ぼされる被害者です。

このため、DV被害者や子どもたちの一人ひとりが心身の傷つきからできるだけ早く回復し、それぞれ納得のいく生き方を選び生きがいある人生を送ることができるよう、自立（自律）に向けての支援を行うとともに、地域におけるサポート体制の構築・充実を図っていく必要があります。

◎数値目標

目標項目	計画策定時の 現状値	令和7年度 目標値
市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合	—	100.0%

*市町村で受理したDV相談(他機関から引き継いだケース含む)のうち、継続的な支援が必要である者(加害者と同居しており再被害が懸念される、ひとり親、疾病・障がい有している、生活困窮等)について、定期的に状況を把握している割合

重点目標⑨ DV被害者の自立（自律）支援

【現状と課題】

各相談窓口においては、まずは、相談者の直面する悩み事の解決や改善を目指して対応を行っています。

しかし、被害者が自立（自律）を実現するためには、目の前の問題に対処するだけでは不十分で、被害者が自身や子どものおかれている状況を通し

て根本的な問題を理解することや、そこから複数の問題や課題の改善や解決に向けて行動する意欲や意志を持ち実際に行動すること、思うように行かない事態に遭遇してもあきらめず目標を持って努力を継続することなど、非常に困難で時間がかかることに取り組まなければならない、DV加害により本来の力を奪われている被害者が一人で自立（自律）を実現することは、不可能に近いと言えます。

このため、被害者の身近にあって、被害者や子どもが抱える、身体的・経済的・精神的・社会的課題を解決するために利用できる社会資源、各種施策や制度、寄り添い続ける存在の確保等の充実が必要であり、それらを熟知し総合的にコーディネートして包括的な支援が行える支援者や機能が求められます。

これらの支援のためには、被害者や子どもの生活基盤のある市町村のワンストップ相談機能を中心として、福祉、教育、医療、経済等各関係機関の連携支援体制の強化を図ることが必要です。

【今後の具体的取組】

施策	所管
23被害者の社会的・経済的自立（自律）に向けた支援の実施	
76 被害者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施等、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、市町村をはじめとする関係機関に対し、組織体制の強化や支援体制の整備等について働きかけます。	青少年家庭課
77 女性相談センター等の相談窓口においては、自立支援に係る情報提供や助言を行うため、常に最新の情報収集を行い、被害者に対する適切な支援に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
78 一時保護所退所後の住宅確保が困難な被害者等に対し、自立のための中間的な施設であるステップハウスの提供を行います。また、運営にあたっては民間と協働し、被害者の多様なニーズに対応したきめ細かな支援を行うとともに、入居者に対し生活指導及び必要な支援を行います。	青少年家庭課
79 公営住宅においては、地域の実情に応じた優先入居制度が円滑に運用されるよう努めます。	建築住宅課 市町村
80 母子生活支援施設等の社会福祉施設への入所にあたっては、関係機関間の連携を強化し、迅速かつ円滑にできるよう努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 市町村
81 民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供するよう努めます。	青少年家庭課 女性相談センター
82 福祉事務所において、経済的に困窮しているDV被害者への適切な生活保護の実施を行うとともに、自立相談支援機関において生活自立に向けて積極的な支援が行われるよう働きかけます。	地域福祉課 市町村

83 生活保護制度や母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金等、福祉制度の円滑な活用が図られるよう関係機関との連携を強化します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
84 DV被害者自立支援金貸付制度の情報提供を行い、資金のない被害者の経済的自立を支援します。	青少年家庭課 女性相談センター
85 ハローワークにおいて、被害者に配慮した対応がなされるよう、「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」等を通じて、島根労働局等へ働きかけます。	青少年家庭課 女性相談センター
86 職業訓練施設において、被害者に配慮した職業訓練を行います。	雇用政策課
87 就業相談、就業支援講習会及び無料職業紹介の利用を進めるとともに、母子父子自立支援プログラム策定事業を活用し、ハローワークとの連携のものときめ細かな支援を実施します。	青少年家庭課 市町村
88 外国人について、就労差別等の人権問題が発生しないよう、人権啓発フェスティバルや人権週間の広報等を通じて人権を尊重する啓発を行います。	文化国際課 人権同和对策課
89 学校において被害者やその子どもに適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。	女性相談センター
90 区域（市町村）外就学に係る弾力的な受け入れを行います。	教育指導課 市町村
91 学校における子どもに対する心のケアの実施や安全の確保、守秘義務の徹底に努めます。	教育指導課 市町村
92 保育所への入所及び放課後児童クラブ等の利用について、弾力的・優先的な取組の推進に努めます。	子ども・子育て支援課 市町村
24被害者の精神的自立（自律）に向けた支援の実施	
93 被害者のニーズに応じた、嘱託医による医療的ケアや心理判定員による心理的ケアを行います。	女性相談センター
94 被害者が安心感、自信、自由を取り戻せるよう、関係機関が連携しながら、被害者に寄り添った継続的な支援を展開していきます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村

重点目標⑩ 地域におけるサポート体制の構築・充実

【現状と課題】

DV被害者は、被害の軽重や加害者からの逃避の有無に関わらず、地域の一員として生活を営んでいます。先に述べたように、DVは個人の問題ではなく社会的問題です。長期にわたり「暴力」によって支配され、安心、自信、自由を奪われてしまったDV被害者を、最も身近な社会である地域の中

で見守り、身体的、社会的、経済的、精神的にサポートしていく必要があります。

そのサポートの中心的役割を果たせるのは、被害者の生活基盤があり、生活に密着した支援策を有する市町村であり、全市町村に設置されているDV相談のワンストップ支援窓口において、被害者の生活実態やニーズを踏まえた包括的支援を実施し、必要に応じて関係機関が連携し、支援方針の共有及び明確かつ柔軟な役割分担をすることで、一つのチームとして中長期的に支援していくことが必要です。

現状においては、人員体制等の諸事情もあり、各相談窓口には被害者から自主的に訴えがある事柄への支援を行うことで精一杯で、市町村各部署や関係機関が情報や支援方針の共有を行い、継続性のある一貫した包括的支援が十分に展開できているとは言えない状況があります。

このため、今後は特に、市町村のワンストップ機能が十分に生かせる連携体制づくりを目指し、市町村のDV対応機能や庁内連携機能の強化に取り組むとともに、各市町村の実情に応じた地域の連携支援体制の構築に向けた協議や事例研究の機会を多く持つことが必要です。

【今後の具体的取組】

施策	所管
25市町村体制の機能強化	
95 県は、市町村における被害者支援への取組が円滑に進むよう、組織づくりや被害者支援にあたっての情報提供や技術的な助言を行う等、市町村の機能強化支援を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
96 市町村は、福祉や教育等関係各課における一元的な相談体制の維持に努めます。また、被害者に継続的かつ包括的に関わる体制の整備を図ります。	市町村
97 市町村は、庁内連絡会等において情報共有を図り、包括的な支援を円滑に行うための体制づくりに努めます。	市町村
98 市町村は、福祉事務所における既存の福祉施策・サービスを活用し、被害者の自立支援を行います。	市町村
99 市町村は、DV相談担当職員、保健師、母子父子自立支援員等による継続的な支援を行います。	市町村
100 市町村は、同伴児童の心のケア（虐待環境離脱後に現れる現象への対処）を関係機関と協力して適切に行います。	市町村

(4) 基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化

前述のように、DV被害者支援においては、DV加害からの安全確保のみを目的とするのではなく、DVによって奪われている被害者の心身や生活、人生に関わる自己決定権を取り戻し、被害者が自身で選択、決定していけるように、あらゆる側面からの具体的支援を要します。

したがって、単一機関のみでの支援では必要な支援を満たすことができないため、各種関係機関が連携して様々な支援を行うことが必要です。

より良い連携のためには、各機関相互の業務や機能理解、必要かつ適切な情報共有、支援方針の共有、支援にかかる適切かつ柔軟な役割分担と協働、不具合が生じた場合の速やかな改善策の共有が必要です。

特に、DVと児童虐待は密接に関連していることから、DV対応機関と児童虐待対応機関の連携促進を図る必要があります。

そのため、DVセンターが要保護児童対策地域協議会に参画し、DVと児童虐待の特性や関連性について各参画機関が理解を深め、連携や支援の方法について双方の視点から検討を行う等の取り組みを進める必要があります。

また、被害者の多様なニーズに柔軟に対応するためには、民間団体等関係機関との連携・協働による支援も引き続き取り組む必要があります。

◎数値目標

目標項目	計画策定時の 現状値	令和7年度 目標値
女性相談センター、児童相談所、警察において相談対応を行う職員のうち、DVと児童虐待両方の専門研修の受講経験がある職員の割合	—	100.0%

*女性相談センター、児童相談所、警察において相談を受ける際に、DVと児童虐待の両方の視点を持って相談対応を行えることを目標とする。

重点目標⑪ 児童虐待対応機関との連携強化

【現状と課題】

DV被害者の相談支援においては、従来から関係機関が連携して行っていますが、被害者に子どもがいる場合の子どもへの支援を視野に入れた支援は十分とは言えない状況があります。

同一家庭において、DVと児童虐待二つの暴力が起きている場合も多く、

その態様もさまざまであることから、DV対応機関と児童虐待対応機関は、連携のあり方や現状の課題について共有し、DVと児童虐待のどちらの窓口からの相談に対しても、適切な支援が行えるよう体制構築を図る必要があります。

要保護児童対策地域協議会にDVセンターが参画し、DVと児童虐待は問題の根源が同じであるという共通理解のもと、あらゆる場合を想定し、被害者や被害児童への必要な支援と支援方法について研究、協議を重ね、被害の見逃しや支援の隙間が生じることのない連携体制づくりに取り組む必要があります。

令和2年7月時点におけるDVセンターの要保護児童対策地域協議会への参画状況は、県内19市町村のうち7市町と半数にも達していないため、未参画の市町村については早急に参画を進める必要があります。

【今後の具体的取組】

施策	所管
26要保護児童対策地域協議会参画機関の連携	
101 DV対応と児童虐待対応の連携強化を図るため、女性相談センターの要保護児童対策地域協議会への参画を推進します。	青少年家庭課 市町村
102 DV対応機関と児童虐待対応機関がスムーズな連携が図れるよう、要保護児童対策地域協議会実務者会議において、DV及び児童虐待の事例についての情報共有やリスク管理を行います。	要保護児童対策地域協議会参画機関
103 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会において、積極的に情報共有を図るとともに、DV・児童虐待双方の視点を持ち、関係機関の連携による適切な支援と役割分担等について検討を行います。	要保護児童対策地域協議会参画機関
104 女性相談センター、児童相談所、警察における相談対応職員は、DVと児童虐待両方の専門研修を受講し、双方の視点を持った相談対応に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所 警察本部

重点目標⑫ 関係機関との連携強化

【現状と課題】

DV被害者は国籍、年代、障がいの有無等様々であり、それぞれのニーズに応じた相談や自立支援を行うためには、民間団体等の関係機関と連携した柔軟な対応を行う必要があります。

そのため、引き続き民間団体等の関係者へも県が実施する専門研修等への参加を呼びかけ支援者としてのスキルアップを図るとともに、意見交換や情報交換を行い民間団体等の機能や役割について共有し、それぞれの強みを生かして役割分担を行いながら被害者支援に取り組む必要があります。

【今後の具体的取組】

施策	所管
27民間団体等その他関係機関との連携	
105 県内の母子生活支援施設をはじめとする社会福祉施設職員が、DVについての理解を深め、入所者の処遇の充実が図られるよう、県が行う女性相談員研修等への参加を呼びかけます。	青少年家庭課 女性相談センター
106 被害者に対する支援活動を行う民間団体の職員が、適切な支援を行えるように、女性相談員研修等への参加を呼びかけたり、各種情報提供や協働での被害者支援など連携を図ります。また、新たな民間団体の育成に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター
107 被害者が不法滞在外国人である場合も想定されることから、被害者保護のため地方出入国在留管理局等関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な対応に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
108 被害者が65歳以上の高齢者である場合は、地域包括支援センター、障がい者である場合は、医療機関や障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応に努めます。	高齢者福祉課 障がい福祉課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
109 性暴力被害者の支援を行う際には、性暴力被害者支援センターたんぼぼの機能を生かしつつ、必要に応じて、警察、医療機関、（一社）しまね性暴力被害者支援センターさひめ、（公社）島根被害者サポートセンターと情報共有を行い、連携・協働を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
110 被害者が抱える複合的な問題を解決する際には、法的な支援が重要であるため、島根県弁護士会や法テラスと連携・協働します。 ※再掲	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
111 被害者が裁判所において各種申立等を行う際には、手続き時における安全確保や、裁判所の職員等がDVを理解し被害者に寄り添った対応がされるよう、協力を求めています。※再掲	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
112 女性相談員等の研修や教職員向けのデートDV予防教育実践者研修の企画について、民間支援団体と連携して実施します。	青少年家庭課 女性相談センター

(5) 計画の推進体制

○市町村、関係機関と連携した推進体制

県は、この計画に沿って施策を実施しますが、市町村においては、住民に最も身近な行政主体として相談体制の強化・充実など、県との連携による主体的な取組を求めます。

また、民間支援団体を含む関係機関には、計画の趣旨を踏まえ、DVについての関心と理解を深めながら、行政との連携による取組を期待します。

(6) 計画の進行管理

○島根県DV対策推進会議における進行管理の実施

県は、計画の進捗状況や取組状況について、関係各課等で構成する「島根県DV対策推進会議」（図表 10）において検討し、進行管理を行います。

図表 10 島根県DV対策推進会議 構成機関及び役割

	* 構成機関（部・課）		役割等
1	政策企画局	女性活躍推進課	啓発
2	総務部	総務課	私立学校、専門学校への指導、助言等
3	環境生活部	人権同和対策課	人権・同和問題職場研修推進員への研修、人権尊重の啓発
4		文化国際課	外国人住民への情報提供・通訳ボランティア養成
5	健康福祉部	地域福祉課	生活保護
6		医療対策課	医療関係者への周知
7		高齢者福祉課	高齢者関係団体への情報提供、柔軟な施設入所
8		青少年家庭課	DV・児童虐待対策事業主管課
9		子ども・子育て支援課	弾力的・優先的な保育所入所、放課後児童クラブ等の利用
10		障がい福祉課	障がい者関係団体への情報提供、柔軟な施設入所
11		児童相談所	児童虐待防止・対応
12	女性相談センター	配偶者暴力相談支援センター	
13	商工労働部	雇用政策課	職業訓練の実施
14	土木部	建築住宅課	公営住宅優先入居
15	教育庁	総務課	県教育事務所、市町村教育委員会との連携
16		教育指導課	公立学校等への指導・助言及び教職員研修に対する支援
17		保健体育課	教職員及び児童・生徒への啓発及び相談窓口の周知
18		人権同和教育課	教職員、社会教育指導者への研修・学校への指導助言等
19	県警本部警務部	広報県民課	相談担当署員への研修
20	県警本部生活安全部	少年女性対策課	被害者への安全確保

※上記は、令和3年4月1日施行予定